

R 5 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 南校舎棟改修工事建築

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
共- 01	営繕工事共通仕様書 (1)	A- 018	矩計図(1)	A- 038	平面詳細図(11) 生徒昇降口	A- 058	建具配置図(1, 2階) 改修後	A- 078	新設家具詳細図(2) (参考図)
共- 02	営繕工事共通仕様書 (2)	A- 019	矩計図(2)	A- 039	平面詳細図(12) 渡り廊下2, 3階	A- 059	建具配置図(3, 4階) 改修前	A- 079	新設家具詳細図(3) (参考図)
共- 03	営繕工事共通仕様書 (3)	A- 020	矩計図(3)	A- 040	展開図(1) 改修前	A- 060	建具配置図(3, 4階) 改修後	A- 080	新設家具詳細図(4) (参考図)
A- 001	特記仕様書(1)	A- 021	矩計図(4)	A- 041	展開図(1) 改修後	A- 061	建具配置図(R, PHR階) 改修前	A- 081	仮設計画図 (参考図)
A- 002	特記仕様書(2)	A- 022	矩計図(5)	A- 042	展開図(2) 改修前	A- 062	建具配置図(R, PHR階) 改修後	A- 082	概略工程表(1) (参考図)
A- 003	特記仕様書(3)	A- 023	矩計図(6) 改修前	A- 043	展開図(2) 改修後	A- 063	建具表(1)	A- 083	概略工程表(2) (参考図)
A- 004	特記仕様書(4)	A- 024	矩計図(6) 改修後	A- 044	展開図(3) 改修前	A- 064	建具表(2)	A- 084	概略工程表(3) (参考図)
A- 005	特記仕様書(5)	A- 025	矩計図(7)	A- 045	展開図(3) 改修後	A- 065	建具表(3)	A- 085	概略工程表(4) (参考図)
A- 006	特記仕様書(6)	A- 026	矩計図(8)	A- 046	展開図(4) 改修前・改修後	A- 066	建具表(4)	A- 086	概略工程表(5) (参考図)
A- 007	特記仕様書(7)	A- 027	平面詳細図(1) 歴史資料展示室他	A- 047	展開図(5) 改修前	A- 067	建具表(5)	A- 087	概略工程表(6) (参考図)
A- 008	配置図・付近見取図・支障物件確認図	A- 028	平面詳細図(2) 美術教室他	A- 048	展開図(5) 改修後	A- 068	建具表(6)	C- 00	機械設備工事特記仕様書(1)
A- 009	仕上表(1)	A- 029	平面詳細図(3) 普通教室1～4	A- 049	展開図(6) 改修前	A- 069	学校間仕切詳細図(1) 参考図	C- 01	配置図・付近見取図・機器表
A- 010	仕上表(2)	A- 030	平面詳細図(4) 書道教室他	A- 050	展開図(6) 改修後	A- 070	学校間仕切詳細図(2) 参考図	C- 02	南校舎 改修前/後 1階平面図
A- 011	仕上表(3)	A- 031	平面詳細図(5) 普通教室5他	A- 051	展開図(7) 改修前	A- 071	新設トイレブース詳細図(参考図)	C- 03	南校舎 改修前/後 2階平面図
A- 012	平面図(1, 2階) 改修前	A- 032	平面詳細図(6) 普通教室6, 7	A- 052	展開図(7) 改修後	A- 072	部分詳細図(1)	C- 04	南校舎 改修前/後 3階平面図
A- 013	平面図(1, 2階) 改修後	A- 033	平面詳細図(7) 普通教室8他	A- 053	天井伏図(1, 2階) 改修前	A- 073	部分詳細図(2)	C- 05	南校舎 改修前/後 4階平面図
A- 014	平面図(3, 4階) 改修前	A- 034	平面詳細図(8) 便所 改修前	A- 054	天井伏図(1, 2階) 改修後	A- 074	部分詳細図(3)	C- 06	南校舎 改修前/後 R階平面図
A- 015	平面図(3, 4階) 改修後	A- 035	平面詳細図(8) 便所 改修後	A- 055	天井伏図(3, 4, PH階) 改修前	A- 075	部分詳細図(4)		
A- 016	平面図(R, PHR階)	A- 036	平面詳細図(9) 階段室(1)	A- 056	天井伏図(3, 4, PH階) 改修後	A- 076	鋼製床下地(参考図)		
A- 017	立面図	A- 037	平面詳細図(10) 階段室(2)	A- 057	建具配置図(1, 2階) 改修前	A- 077	新設家具詳細図(1) (参考図)		

課長	副課長	課長補佐	係長	係長	係長	課員	担当

章			特 記 事 項			章			特 記 事 項		
一 章 一 般 共 通 事 項	I. 工事概要		7. 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。		章	◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。				
	1. 工事名称			◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）			◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。				
	2. 工事場所			◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）			◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。				
	3. 建物概要			(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。			◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。				
	4. 工事種目			(2)施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。			◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。				
	5. その他			(3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。			◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について県監督員と協議すること。				
				(4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。			◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。				
				(5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。			◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。				
				(6)再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。			◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。				
									◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。		
II. 営繕工事共通仕様書			9. 電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。		11. 交通安全管理	◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある				
1. 適用基準		◎工事用力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。		◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。							
2. 優先順位		◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。									
3. 工事実績データの登録		◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。									
4. 工程表		◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。		12. 発生材の処理等							
5. 工事の着手		◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。									
6. 施工計画書等		◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。									
		◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。									
		◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。									
		◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。									
			10. 施工中の安全確保	◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。			◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（（あり）・なし）。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。				
1. 適用基準		◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。									
2. 優先順位		◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。									
3. 工事実績データの登録		◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。									
4. 工程表		◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。									
5. 工事の着手		◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。									
6. 施工計画書等		◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。									
		◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。									
		◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。									
		◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。									

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																							
一 章 一 般 共 通 事 項		◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。 ◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。 ◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 ◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 ◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工士の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 ◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。 ◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。 ◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。 ◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。		◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上と正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。 ◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 ◎県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることこの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 県内産資材（次のいずれかに該当するもの） (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 (2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。 ◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。 ◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。 ◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。 ◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（1）から（5）を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用バネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。 ◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 ◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。	16. 建設機械等	◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 ◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。 ◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。 ◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。 ◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を試行しなければならない。 ◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。 ◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1) 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 (2) 当初請負金額が200万円未満の工事	17. 遠隔臨場の試行		18. 工事看板等		19. 仮設トイレ	◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・旋錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。	20. 設計変更箇所確認		21. 工事検査及び技術検査	◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。 <table><tr><th>当初請負対象額</th><th>一般入札工事</th><th>低入札工事</th></tr><tr><td>3千万円未満</td><td>－</td><td>1回</td></tr><tr><td>3千万円以上5千万円未満</td><td>－</td><td>2回</td></tr><tr><td>5千万円以上1億円未満</td><td>1回</td><td>2回</td></tr><tr><td>1億円以上</td><td>2回</td><td>3回</td></tr></table> (注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。 ◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。 ◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。 ◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。 ◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	－	1回	3千万円以上5千万円未満	－	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回
	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																												
3千万円未満	－	1回																													
3千万円以上5千万円未満	－	2回																													
5千万円以上1億円未満	1回	2回																													
1億円以上	2回	3回																													
13. 材料・製品等			14. 化学物質を発散する建築材料等		15. 施工																										

	徳島県県土整備部営繕課	工事名	R 5 営繕	阿波高等学校	阿波・吉野	図面番号	共-02	株式 会社	川建設計	1級建築士登録 第126265号 川端壮一郎
		図面名	南校舎棟改修工事建築			縮尺	NO SCALE			
			営繕工事共通仕様書(2)							

建築工事仕様書

1章 一般共通事項

1. 施工条件
2. 重要備品等
3. 施工調査
4. 交通誘導警備員
5. 産業廃棄物の処理
- ◎施工条件は次による。
 - ・工程については、施設管理者と協議のうえ決定すること。
 - ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の業務中は原則的に施工出来ない。
 - ・また、休日においても施設管理者より作業中止の要望のある場合は、作業の中止を行なう場合がある。
 - ・工事車両等の配置及び経路は、日・時により制限があるので事前に打合せをおこなうものとする。
 - ・工事着工前に設備配管等を十分に調査し支障のある場合は関係者に連絡して適切な処理をすること。
 - ・本工事に支障のある植栽は場外移植として仮撤去をし、工事完了後元に移植する。
 - ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書作成時に施設管理者と協議のうえ決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。
- ◎工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・無）
- ◎調査期間
本工事の着手時に給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は2週間とする。切り回し時期については、施設管理者と協議とする。
- ◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に450日間配置すること。
 - ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている。・義務付けられていない。）
 - ・警備員は、延450人（昼450人、夜0人：うち検定合格警備員0人）を見込んでいる。
 - ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
 - ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は、合格証明書を携帯し、かつ、監督員等 の請求があるときは、これを掲示すること。
 - ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実態調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
 - ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績調査書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、一月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。
（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

	処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処理単価 (円) (税抜き)	単位
コンクリート（無筋）	阿波舗道(株) （中間処分）	吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波市土成町吉田字原田市の三35	2.6	800 8,000/10t車	t
コンクリート（有筋）	阿波舗道(株) （中間処分）	吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波市土成町吉田字原田市の三35	2.6	800 8,000/10t車	t
金属（処分）	（株）旭金属☆優良認定業者	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	26.5	0	t
ガラス	（財）徳島県環境整備公社 徳島東部	板野郡附公茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡附公茂町豊久字朝日野6番の地先	28.7	5,640	t
木材	（有）徳島興産☆優良認定業者	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	26.3	10,000	t
廃ブラ	（株）リリース	三好郡東みよし町昼間字カドタ305-2 三好郡東みよし町昼間字カドタ305-2	45.4	16,000	m3
石膏ボード	（株）オオタ☆優良認定業者	徳島市西新居浜二丁目22番地 徳島市論田町新居浜36番地91	27.3	20,000	t
有価金属 鉄骨・軽量鉄骨	（株）中倉商店	吉野川市川島町11島469-1 阿波市吉野町柿原字原30-1	1.5	鉄屑H2程度 (刊行本による)	t
有価金属 サッシ スチール	（有）荒木商店☆優良認定業者	徳島市浜野町楠木野旗9番地 徳島市方上町鶴島22-1, 23-1	26.7	-41,000	t
有価金属 サッシ アルミ	（株）後藤商店☆優良認定業者	徳島市昭和町8丁目27 徳島市昭和町8丁目27	24.2	-210,000	t
アスベスト含有建材	（株）明和クリン	三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	68.2	36,000	m3
廃石綿等	（株）明和クリン	三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	68.2	60,000	m3

上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。
なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産業処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に委託すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

6. 他工事との取り扱い ◎他工事との取り扱い区分

項目	建築	電気	管	空調	その他	備考
梁・壁・床スリープ入れ		○	○	○		
同上穴埋補修		○	○	○		
スリープ開口補強（鉄筋）	○					
同上（リンプレン等）	○					
床・天井点検口	○					
設備器具天井開口墨出		○	○	○		
同上切り込み及び開口補強	○					
衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め 縦樋（GLまで）	○		○			
盥・便器等の箱入れ		○	○	○		
同上補強	○					
給排気ガラリ取付け	○					
空調機器類の基礎工事	○					

7. 室内空気中の化学物質の濃度測定

◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。

学校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン
採取器具は請負業者にて用意すること。

階	測定対象室	測定箇所数
1階	歴史資料展示室	2箇所
1階	美術教室	2箇所
2階	普通教室	2箇所
2階	書道準備室	1箇所
計	上記4室計7箇所 を施工前・施工後に測定	全14箇所

測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。

測定は、次のいずれかにより行う。

- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準（平成13年 国土交通省告示第1347号）第56-Ⅰ3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法
 - ・パッシブ型採取機器を用いる方法
- パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。
- (1) 30分間換気
測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開放し、30分換気する。

(2) 5時間閉鎖
1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。

(3) 測定
イ 2)の状態のままで測定する。
ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。
なお、8時間測定の場合は、午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。
ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。
※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

(4) 分析
測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。

(5) 測定結果の提出
測定後、測定結果を監督員に提出すること。
- ◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、現場監督員と対応方法について協議すること。

8. 技能士の適用

◎技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という）のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を、監督員に提出すること。
技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	○ とび作業	屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業		かわらぶき	・ かわらぶき作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	金属	建築板金	・ 内外装板金作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	左官	左官	・ 左官作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ○ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ○ シーリング防水工事作業 ・ 改質7ｽﾌﾟﾙｼｰﾄｰﾅ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業		サッシ施工	○ ビル用サッシ施工作業
				ガラス施工	○ ガラス工事作業
				塗装	○ 建築塗装作業
			内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ○ 鋼製下地工事作業 ○ ボード仕上げ工事作業
				表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
タイル	タイル張り	○ タイル張り作業	配管	配管	・ 建築配管作業
木	建築大工	・ 大工工事作業	植栽	造園	・ 造園工事作業
			機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業

2章 改修仮設工事	
1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告する。
2. ベンチマーク	◎監督員の指示により決定する。
3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(一社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎外部足場 (種類: 枠組本足場、仕様: 2枚布、D=90cm、シート仕様: マジシート(防災・類)) ・壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標仕2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ◎内部足場 (一般部) (種類: 脚立足場) (階段部) (種類: くさび緊結式足場、仕様: 敷板、D=24cm程度) ◎仮囲い(仕様: 成形鋼板、H= 2.0m、L= 図示) ◎ゲート((有)・無、仕様: 1x1xゲート H=1.8m、W=5.0m) ◎足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。 ◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。 ◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。 ◎石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場緊き用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を遵守し作業を行うこと。
4. 養生	◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法: シート養生) ◎仮間仕切りは、(A種 ・ (B種) ・ C種)とする。 軽量鉄骨材等により下地を組み片面にせっこうボード(厚9.5mm)張りを行う。 工事区画は、間仕切りにて区画を行い、鍵付き木製扉を取り付けること。
5. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける ・ 設けない)
6. 工事用水、電力等	◎既存電力利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存用水利用(出来る ・ 出来ない)、用水料金(有償 ・ 無償) ただし、施設管理者と協議すること。
7. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、(図示の場所に、用意していないので業者にて) 設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。

	徳島県土整備部営繕課		工事名	図面番号	株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265号 川端壮一郎	
			R 5 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 南校舎棟改修工事建築	A-002			
			図面名 特記仕様書(2)	縮尺			

3章 防水改修工事

1. 一般事項 ◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。
◎降雨等に対する養生方法は、（上屋シート養生）・下階天井養生 ・その他（ ）とする。

2. 改修工法の種類
及び工程

工法の種類		Ｓ ３ X工法	Ｌ ４ X工法	
工程				
施工箇所		生徒昇降口屋上、 庇(2)(3)、 渡り廊下2屋上	南校舎 梁型上面、 笠木、庇上面、 PCﾌﾚｰﾑ床、庇(1)	
1	既存保護層（立上り部等）撤去等			
2	既存保護層（平場）撤去等			
3	既存断熱層撤去等			
4	既存防水層（立上り部等）撤去等	○		
5	既存防水層（平場）撤去等	○		
6	既存下地の補修及び処置	○	○	
7	防水層の新設	○	○	
8	断熱材の新設			
9	保護層の新設			

3. 既存下地の補修材料 ◎ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、改修用ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。

4. ﾎｰﾌﾞﾙｰﾃﾞｲﾝ廻りの処理 ◎ルーフトレインの端部から（ 500mm ・ 300mm ）の防水層及びシーリングを撤去し、ポリマーセメントモルタルで勾配1/2程度に仕上げること。

5. 既存下地の処理 ◎水洗い、ケレン及び清掃を行うこと。

6. 塗膜防水 ◎工 法：S3X、L4X工法 種 別：X-1
◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。
◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上げ塗材等は主材料製造所の指定製品とする。

工 法	種 別	施工箇所	仕上塗料	備考
S3X	X-1	生徒昇降口屋上（平場）		
	X-2	生徒昇降口屋上（立ち上がり）、 渡り廊下2屋上、庇(2)(3)		
L4X	X-2	南校舎 梁型上面、笠木、庇上面、PCﾌﾚｰﾑ床、 庇(1)		

◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。
◎改修用ルーフトレインの材質規格：改修用ドレン100φタテ引き(渡り廊下2 庇(2)(3))
改修用ドレン100φヨコ引き(渡り廊下2 屋上)

7. シーリング ◎シーリング材は、JIS A5758 の規格品とする。
◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。
◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。
◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（ 行 う ・ 行わない ）。 ただし防水形複層塗材E部は行う。
ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。
◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（簡易接着性試験）引張接着性試験）を行う。
ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。

◎種類及び施工箇所					
記号	材質	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験
MS-2	変成シリコーン系	既設サッシ回り	撤去後新設	15×10程度	有
		新設サッシ回り	新設	15×10程度	有
		既存EXP-J外壁取合い部	撤去後新設	15×10程度	有
		防水見切り部	撤去後新設	10×10程度	無

8. とい ◎といの材種 タテ樋 カラーVP 100φ 75φ 支持金物SUS

◎防露材の品質について、ホルムアルデヒドの発散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により、確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量がF☆☆☆☆の防露材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。
◎たてどい受金物の取付けは図示する。

9. 防水保証 ◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による（ 3 ・ 5 ・ 7 ・ 10 ）年間の防水工事性能保証書を提出すること。

	徳島県県土整備部営繕課		工事名 R 5 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 南校舎棟改修工事建築	図面番号 A-003	株式会社 川建設計 1級建築士登録 第126265号 川端壮一郎	
			図面名 特記仕様書(3)	縮尺		

4章 外壁改修工事

1. 外壁改修の施工数量及び調査方法

2. 外壁等改修工法の種類及び材料

◎当工事の積算計上数量は、1階部分の調査数量を調査し、全体数量との面積比率により算定した数量の70%を計上している。

◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。（設計変更単価は、県単価で行う）

◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。

◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者（製造所等）に依頼すること。

◎モルタル塗仕上げ外壁

工 法	ひび割れ部	欠損部	浮き部
樹脂注入工法	工法：自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 注入量：25ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：JIS A6024による 低、中粘度形		
Uカットシール材充填工法	シール材： 可とう性エポキシ樹脂または ポリウレタン		
充填工法		材料： エポキシ樹脂モルタル（露防部） ポリマーセメントモルタル（ジャンカ、木コン欠損）	
アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法			材料：エポキシ樹脂 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：16本/m2 指定部：25本/m2

◎ポリマーセメントモルタルの製造所：評価名簿による

3. 仕上塗材仕上げ外壁改修工事

◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。

◎下地処理（下地のひび割れ部の補修）は、2. 外壁改修工法の種類と材料による。

種類		既存塗膜の除去及び下地処理	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材
薄付け仕上塗材 JISA6909	外装薄塗材 E	既設部（水洗い工法）	モルタル		砂壁状	吹付け		アクリル
複層仕上塗材 JISA6909	防水形複層塗材 E	既設部（水洗い工法） 新設部	モルタル モルタル		凹凸模様 凹凸模様	吹付け 吹付け		アクリル アクリル

◎施工後、施工表を監督員の指示する場所に取り付けること。

4. タイル張り（外壁改修）

◎セメントモルタルによるタイル張り

施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		再生材の適用	耐凍害性		耐滑り性	備考
		1類	2類	3類	施す	ゆ	有	無	標準	特注		有	無		
外壁 1階ポーチ・玄関床	二丁掛 (227*60) 150×150	○ ○			○	○	○ ○		○ ○			○ ○		○	役物 標準曲り、屏風曲り 役物 タレ付き段鼻

◎外壁タイル張り工法（改良圧着張り）

・標準的な曲がりの役物は一体成形とする。

・見本焼きを（行う・行わない）。

・試験張りを（行う・行わない）。

・既製調合モルタルの製造所：評価名簿による。

・保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。

5章 躯体工事（1）鉄筋工事

1. 材料

規格番号	規格名称	種類の記号	径 (mm)
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D16以下
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345	D19以上D25以下

2. 材料試験

◎材料試験は行わない。

ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること

3. 継手及び定着

◎鉄筋の継手は（重ね継手・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手）とする。

原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。

◎鉄筋の継手の位置は図示による。

◎結束線の端部は内側に折り曲げる。

◎先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。

◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材質等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない1階土間を除く。

4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。

◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。

◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図[1節-基礎及び基礎梁の配筋]～[7節-梁貫通孔その他配筋]による。

5. 配筋検査

◎主要な配筋は、コンクリート打ち込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

6. あと施工アンカー工事（耐震改修工事に伴うものを除く）

◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。

◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。

◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。

◎施工確認試験を（行う・行わない）。試験方法は標仕14.1.3(1)(エ)による。

確認強度（引張耐力の2/3）

◎あと施工アンカーは（金属系アンカー・接着系アンカー）とする。

・金属系アンカー

アンカセット方式は本体打ち込み式とする。

引張耐力はメーカー仕様による。

5章 躯体工事（2）コンクリート工事

1. 一般事項

◎コンクリートの種別

○・類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート）

・・類（JIS A 5308への適合したコンクリート）

◎設計基準強度

コンクリートの種類	設計基準強度Fc (N/mm2)	調合管理強度Fn (N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位 容積重量 (t/m3)	適用箇所
普通	24	24+S	18	有		2.3t/m3程度	和便器開口補修

◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度（Fc）に構造体強度補正值（S）を加えた値とする。なお、構造体強度補正值（S）は、標仕表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。

◎コンクリートの強度試験

コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。

・第4週強度確認

原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。

なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。

2. コンクリートの仕上がり

◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.3による。

◎合板せき板を用いる打ち放し仕上げの種別は、（A、B）C）種とする。

◎コンクリートの仕上がりの平たんさは、標仕表6.2.5による。

3. 普通コンクリート

◎セメントの種類は、（普通ポルトランドセメント）・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種）とする。

◎骨材は、標仕6.3.1（2）による。

◎細骨材としてフェロニッケルスラグを使用（できる、できない）。

◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04％以下とする。

◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4iによる。

◎試験線りは（行う・行わない）

◎所要空気量は4.5％±1.5％とする。

◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。

(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量をNa2O換算で3.0kg以下にする。

(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント〔B種またはC種〕あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント〔B種またはC種〕、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

(3) 安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。

試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。

◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。

4. レディミクストコンクリート工場の選定

◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。

5. 型枠

◎型枠は、（県産木製型枠）・合板・金属製・樹脂製・打込み型枠・ブロック）とする。

型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所
県産木製型枠		なし			和便器開口補修、設備基礎（救助袋用固定環）

5章 躯体工事（3）鉄骨工事

1. 一般事項

◎製作工場は、国土交通大臣の認定による（R）グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。

◎鉄骨製作工場には施工管理技術者を（置く・置かなくともよい）

2. 材料

◎鋼材は次による。

種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所
SS400	JIS G 3101・一般構造用圧延鋼材	学校間仕切壁上部鉄骨下地

◎普通ボルト及びナットの材料等は、（JIS付属品（JIS B 1180及びJIS B 1181）・JIS本体規格品（ISO規格））とする。

径は、（図示）とし、使用箇所は図示による。

◎溶接材料は、母材の種類、寸法及び溶接条件に相応したもので、製作工場の通常使用のものとする。

3. 材料試験

◎JIS規格品は、材料試験は行わない。

ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。

◎板厚方向の引張試験を（行う・行わない）。

4. 工作一般

◎高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。

◎床書き現寸図は作成（する・しない）。

◎鉄骨の製作精度は、標仕7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。

H12建告第1464号第二号イ（1）（2）のただし書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による。

◎仮設のため鉄骨に補助材等取付け及び貫通孔等を設ける場合は、工場溶接を原則とし、現場溶接となる場合は監督員の承諾を得ること。

◎仮組を（実施する・実施しない）。

5. 普通ボルト接合

◎普通ボルトの戻止めは（三重ナット）・ナットの溶接・ゆるみ防止用特殊ナット）による。

ただし、母屋・胴縁類の取付用ボルトは、全ねじボルトとする。戻止めを省略できない。

◎普通ボルトの座金は（JIS B 1256）による。

6. 溶接接合

◎溶接作業は、工場作業を原則とする。

ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること。

◎溶接技能者に対して、技量付加試験を（行う・行わない）。

◎溶接部の余盛り高さは、JASS6 付則1〔鉄骨精度検査基準〕付表3〔溶接〕による。

7. 錆止め塗装

◎素地ごしえは、標仕 表18.2.2（A・B・C）種とする。

※A種及びB種は製作工場で行うものとする。

◎塗料種別 鉄面 標準仕様書 表18.3.1の（A）・B）種

◎塗料塗り種別 鉄面 標準仕様書 表18.3.3の（A・B）種

			工事名	図面番号	株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265号 川端壮一郎
	徳島県県土整備部営繕課		R 5 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 南校舎棟改修工事建築	A-004		
			図面名 特記仕様書（4）	縮尺		

16. モルタル塗り		<table><tr><th>施工箇所</th><th>仕上げの種類</th><th>目地の材質</th><th>防水の有無</th><th colspan="2">備考</th></tr><tr><td>外壁(補修部)</td><td>刷毛引き</td><td>無</td><td>無</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>内壁(補修部)</td><td>金こて押え</td><td>無</td><td>無</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>床タイル下地</td><td>木こて</td><td>無</td><td>無</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>壁タイル下地</td><td>木こて</td><td>無</td><td>無</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>床薄張物した個</td><td>金こて押え</td><td>無</td><td>無</td><td colspan="2"></td></tr></table>					施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考		外壁(補修部)	刷毛引き	無	無			内壁(補修部)	金こて押え	無	無			床タイル下地	木こて	無	無			壁タイル下地	木こて	無	無			床薄張物した個	金こて押え	無	無															
施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考																																																			
外壁(補修部)	刷毛引き	無	無																																																				
内壁(補修部)	金こて押え	無	無																																																				
床タイル下地	木こて	無	無																																																				
壁タイル下地	木こて	無	無																																																				
床薄張物した個	金こて押え	無	無																																																				
◎モルタルは〔 <u>現場調査材料</u> 〕既調合材料)とする。 現場調合材料の場合は改標仕6.15.3(1)(ア)、既調合材料の場合はJIS A 6916による。 ◎目地の位置及び寸法は図示による。 ◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。 ◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること。																																																							
17. 接着剤		◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ウレ樹脂等(ウレ樹脂、ポリ樹脂、フェノール樹脂、ポリメチル樹脂又はホムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホムアルデヒドの発散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																					
18. 二重床		<table><tr><th>施工箇所</th><th>寸法</th><th>高さ</th><th>所定荷重</th><th>束材質</th><th>パネル材質</th><th>備考</th></tr><tr><td>教壇</td><td>600×1820</td><td>70</td><td>3000N</td><td>樹脂製(ゴム付)</td><td>ハイテクボード厚20</td><td></td></tr><tr><td>便所</td><td></td><td>76</td><td>3000N</td><td>鋼製</td><td>構造用合板厚12</td><td>組床式</td></tr></table> ◎製造所：評価名簿による。 ◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。					施工箇所	寸法	高さ	所定荷重	束材質	パネル材質	備考	教壇	600×1820	70	3000N	樹脂製(ゴム付)	ハイテクボード厚20		便所		76	3000N	鋼製	構造用合板厚12	組床式																												
施工箇所	寸法	高さ	所定荷重	束材質	パネル材質	備考																																																	
教壇	600×1820	70	3000N	樹脂製(ゴム付)	ハイテクボード厚20																																																		
便所		76	3000N	鋼製	構造用合板厚12	組床式																																																	
19. 階段すべり止め		◎材種(ステンレス)、形状(ゴム付)、幅(35mm) ◎取付方法は(埋込工法・ <u>接着工法</u>)とする。フッカーを併用すること。																																																					
21. 金属面の表面処理		◎ステンレス <table><tr><th>種類</th><th>表面仕上げの種別</th><th>施工箇所</th></tr><tr><td>SUS 304</td><td>HL</td><td>建具下枠、3方枠、見切、押え、巾木</td></tr></table>					種類	表面仕上げの種別	施工箇所	SUS 304	HL	建具下枠、3方枠、見切、押え、巾木																																											
種類	表面仕上げの種別	施工箇所																																																					
SUS 304	HL	建具下枠、3方枠、見切、押え、巾木																																																					
22. 天井点検口		<table><tr><th>材種</th><th>寸法</th><th colspan="2">形式</th><th>外枠</th><th>内枠</th></tr><tr><td>アルミ製</td><td>600×600</td><td>一般形</td><td>屋内用</td><td>目地</td><td>目地</td></tr></table>					材種	寸法	形式		外枠	内枠	アルミ製	600×600	一般形	屋内用	目地	目地																																					
材種	寸法	形式		外枠	内枠																																																		
アルミ製	600×600	一般形	屋内用	目地	目地																																																		
23. 床下点検口		◎製作所：評価名簿による。 <table><tr><th>材種</th><th>寸法</th><th colspan="2">形式</th><th>備考</th><th>数量</th></tr><tr><td>アルミ製 鍵付き</td><td>600×600</td><td>一般形</td><td>屋内用</td><td>張物用</td><td>2</td></tr></table>					材種	寸法	形式		備考	数量	アルミ製 鍵付き	600×600	一般形	屋内用	張物用	2																																					
材種	寸法	形式		備考	数量																																																		
アルミ製 鍵付き	600×600	一般形	屋内用	張物用	2																																																		
24. 天井廻縁		◎塩ビ製																																																					
7章 塗装改修工事																																																							
1. 一般事項																																																							
◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ウレ樹脂等(ウレ樹脂、ポリ樹脂、フェノール樹脂、ポリメチル樹脂又はホムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																							
2. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)		<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">種別</th><th rowspan="2">下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th><th colspan="2">錆止め塗料</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>屋外</th><th>屋内</th><th>屋外</th><th>屋内</th></tr><tr><td rowspan="5">新設木部 既設木部 新設鉄部 既設鉄部 新設鋼製建具面 既設鋼製建具面</td><td></td><td>標仕18.4.2 B種</td><td>A種</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>改標仕7.5.2 B種</td><td>RB種</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>標仕18.4.3 B種</td><td>C種</td><td>A種</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>改標仕7.5.3 B種</td><td>RB種</td><td>C種</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>標仕18.4.4 B種</td><td>B種</td><td>A種</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>改標仕7.5.4 B種</td><td>RB種</td><td>C種</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					区分	種別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料		備考	屋外	屋内	屋外	屋内	新設木部 既設木部 新設鉄部 既設鉄部 新設鋼製建具面 既設鋼製建具面		標仕18.4.2 B種	A種					改標仕7.5.2 B種	RB種					標仕18.4.3 B種	C種	A種				改標仕7.5.3 B種	RB種	C種				標仕18.4.4 B種	B種	A種				改標仕7.5.4 B種	RB種	C種			
区分	種別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料		備考																																																	
	屋外	屋内		屋外	屋内																																																		
新設木部 既設木部 新設鉄部 既設鉄部 新設鋼製建具面 既設鋼製建具面		標仕18.4.2 B種	A種																																																				
		改標仕7.5.2 B種	RB種																																																				
		標仕18.4.3 B種	C種	A種																																																			
		改標仕7.5.3 B種	RB種	C種																																																			
		標仕18.4.4 B種	B種	A種																																																			
	改標仕7.5.4 B種	RB種	C種																																																				
3. 耐候性塗料塗り(DP)		<table><tr><th>区分</th><th>種別</th><th>下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th><th>上塗りの等級</th><th>備考</th></tr><tr><td>既設屋外鉄面</td><td>改標仕7.8.2 B種</td><td>RB種</td><td>1級(ふっ素)</td><td>屋外手摺、タラップ</td></tr><tr><td>新設屋外亜鉛めっき面</td><td>標仕18.7.3</td><td>B種</td><td>3級(ポリウレタン樹脂)</td><td>屋外設備配管、ブルボックス</td></tr></table>					区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	上塗りの等級	備考	既設屋外鉄面	改標仕7.8.2 B種	RB種	1級(ふっ素)	屋外手摺、タラップ	新設屋外亜鉛めっき面	標仕18.7.3	B種	3級(ポリウレタン樹脂)	屋外設備配管、ブルボックス																																		
区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	上塗りの等級	備考																																																			
既設屋外鉄面	改標仕7.8.2 B種	RB種	1級(ふっ素)	屋外手摺、タラップ																																																			
新設屋外亜鉛めっき面	標仕18.7.3	B種	3級(ポリウレタン樹脂)	屋外設備配管、ブルボックス																																																			
4. つや有合成樹脂エポキシペイント塗り(EP-G)		<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">種別</th><th rowspan="2">下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th><th colspan="2">錆止め塗料</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>屋外</th><th>屋内</th><th>屋外</th><th>屋内</th></tr><tr><td rowspan="3">新設モルタル面 既設モルタル面 新設ボード面</td><td></td><td>標仕18.8.2 B種</td><td>B種</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>改標仕7.9.2 B種</td><td>RB種</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>標仕18.8.2 B種</td><td>B種</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					区分	種別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料		備考	屋外	屋内	屋外	屋内	新設モルタル面 既設モルタル面 新設ボード面		標仕18.8.2 B種	B種					改標仕7.9.2 B種	RB種					標仕18.8.2 B種	B種																						
区分	種別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料		備考																																																	
	屋外	屋内		屋外	屋内																																																		
新設モルタル面 既設モルタル面 新設ボード面		標仕18.8.2 B種	B種																																																				
		改標仕7.9.2 B種	RB種																																																				
		標仕18.8.2 B種	B種																																																				
5. 合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		<table><tr><th>区分</th><th>種別</th><th>下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th><th>備考</th></tr><tr><td>新設ボード面</td><td>標仕18.9.2 B種</td><td>B種</td><td rowspan="3">不燃材料</td></tr><tr><td>新設モルタル面</td><td>標仕18.9.2 B種</td><td>B種</td></tr><tr><td>既設モルタル面</td><td>改標仕7.10.2 B種</td><td>RB種</td></tr></table>					区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考	新設ボード面	標仕18.9.2 B種	B種	不燃材料	新設モルタル面	標仕18.9.2 B種	B種	既設モルタル面	改標仕7.10.2 B種	RB種																																			
区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考																																																				
新設ボード面	標仕18.9.2 B種	B種	不燃材料																																																				
新設モルタル面	標仕18.9.2 B種	B種																																																					
既設モルタル面	改標仕7.10.2 B種	RB種																																																					

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

7章 ユニット及びその他の工事

1. 既製家具

◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。
2. メラミン
ポストフォーム

◎表面材 メラミン化粧板
芯材 耐水MDF仕様 厚20
3. カテナール

◎ステンレス製 ダブル C型 天井直付タイプ
4. スチール手摺
(落下防止用)

◎材質 FB-50×9 表面処理 SOP塗
◎寸法 図示
◎取付箇所 4階東側階段室
5. 階段手摺

◎笠木 ウッドパウダー混合半硬質樹脂 二層成形（抗ウイルス・抗菌仕様）
◎寸法 Φ34
◎取付箇所 階段室
6. 救助袋

◎仕様 斜降式救助袋 左半直引き 屋内用
◎取付箇所 4階廊下
7. 消火器ボックス

◎仕様 半埋込タイプ ステンレス厚0.8 ヘアライン仕上げ
◎耐火ブラケット取付
8. ホワイトボード

◎図示(ホーロー製、アルミ枠)
9. 黒板

◎改修内容 既存黒板張替え、チョークボックスやり替え
◎図示(暗線入り、スチール製、アルミ枠)
10. 掲示板

◎図示(エコチェッカー貼り、アルミ枠)
◎色彩は〔緑〕・黒 ・白)とする。
11. サイン

◎図示
12. 洗面カウンター

◎洗面カウンター：ペッセル式洗面器用、人工大理石
寸法 図示
◎洗面器：ペッセル式洗面器
◎給水栓：台付き自動水栓
◎カウンター下収納：図示
◎化粧鏡：図示
◎面台：ラミネートフォーム厚20
13. 避難口誘導標識

◎仕様 寸法360×120程度 吊下げ用 7mm枠
14. 3方枠（便所入口）

◎ステンレス製 W800×H2570 t=1.5 D220

10章 環境配慮(グリーン)改修工事

1. 一般事項

◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。
◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。
◎既存の石綿含有建材の分析結果は(・貸与する ・ない)。
◎事前の施工調査等を改標仕1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。
・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。
監督員へも結果を提出すること。
・調査結果は3年間保存すること。
・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。
◎表示、掲示は次のとおり行うこと。
・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
◎アスベスト粉塵濃度測定を（行う・行わない）。
◎施工計画
(1) 工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。
(2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。
◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出する。
2. アスベスト含有成形
板の除去

◎養生等
(1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。
外部足場（ ）
(2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。
内部足場（脚立足場）
養生種別（プラスチックシート 厚0.15mm以上）
◎工法
(1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさがけて行うこと。
(2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。
建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。
ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離（負圧不要）を行う。
建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。
◎除去箇所一覧表

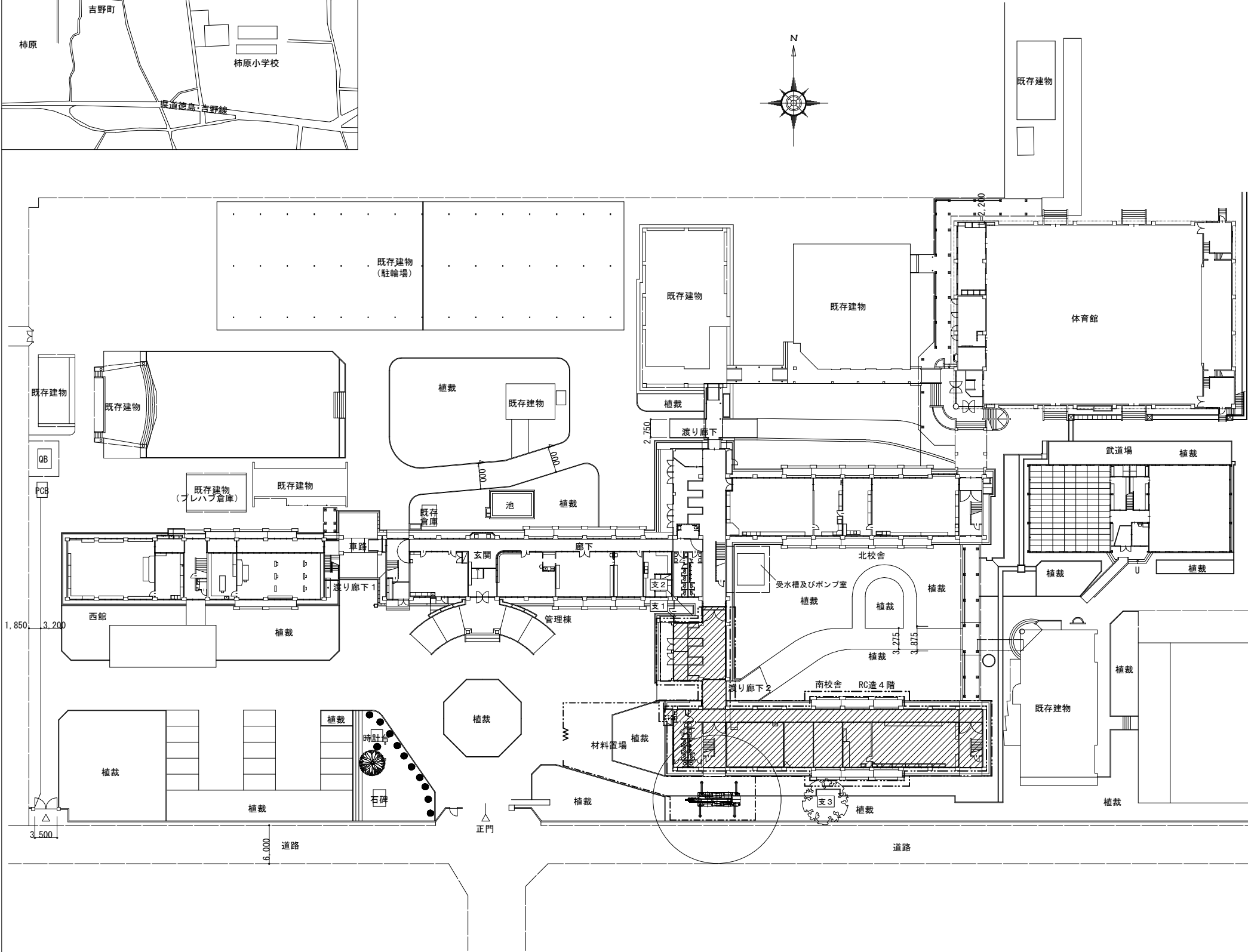
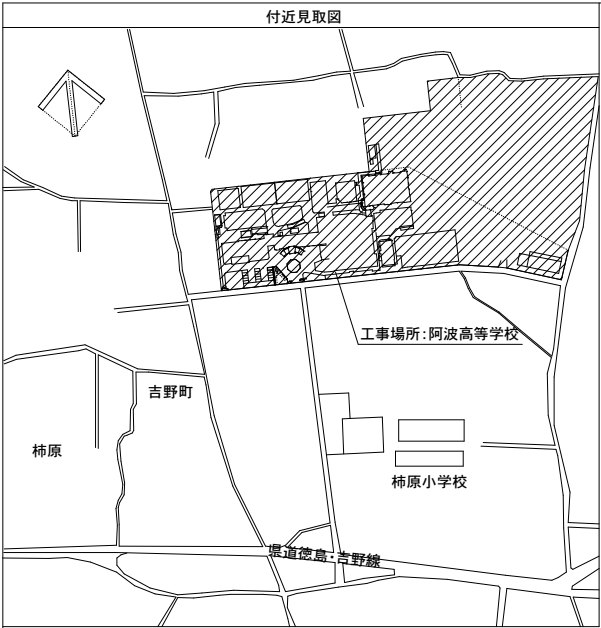
階数	室名	建材種別	面積	調査方法
各階	屋内天井 南校舎廊下	せっこうボード	361m2	みなし
各階	屋内天井	吸音タックス(吸音板)	1054m2	みなし
各階	屋内床	ビニル床タイル	164m2	みなし
		ビニル床シート	1359m2	みなし

◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。

◎施工記録

- (1) 施工記録 報告書を作成し、監督員に提出すること。
- (2) 作業計画による作業の記録 は、3年間保存すること。

	徳島県土整備部営繕課		工事名 R 5 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 南校舎棟改修工事建築	図面番号 A-007	1級建築士登録 第126265号 川端壮一郎	
			図面名 特記仕様書(7)	縮尺		
株式会社 川建設計						



特記事項

受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行ない、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行ない当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない、万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

- 成形鋼板 H2000
 - MM カスターゲート W5000、H1800
 - Ⓢ カラーコーン等により区画
 - ⓧ 交通誘導員を配置
 - 外部足場 W900 養生メッシュ
 - (※) 図面記載の位置・サイズ等は参考程度
-
- 工事対象建築物を示す
 - 支1 支障物 屋外間仕切壁(鉄)
 - 支2 支障物 屋外棚(木)
 - 支3 支障物 高木

	徳島県土木整備部営繕課	工事名	図面番号	株式 会社 川建設計	1級建築士登録 第126265号 川端壮一郎
		R 5 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 南校舎棟改修工事建築	A-008		
		配置図、付近見取図、支障物件確認図	縮尺 1/500		

内部仕上表

階	室名	床		巾木		壁		天井		CH	備 考
		改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後		
南校舎 1	歴史資料室	カーペット敷き (下地共部分撤去) スロープ部分：カーペット敷き (下地共撤去)	タイルカーペット敷き (下地共復旧) スロープ部分：タイルカーペット敷き (下地共新設)	木製巾木H=80 (廊下側及び取合部分撤去)	木製巾木H=80 SOP塗 (廊下側及び取合部分新設)	石こうボード厚12.5の上、ビニルクロス貼り (ボード：廊下側及び取合部分、外壁側窓部撤去) (クロス：撤去)	石こうボード厚12.5の上、ビニルクロス貼り (ボード：廊下側及び取合部分、外壁側窓部新設) (クロス：新設)(※)新設ビニルクロスは床上950mm程度で 貼り分けを行うこと(デザインは現況に合わせる)	木調化粧ボード張り (廊下側及び取合部分下地共撤去)	天然木化粧合板厚4張り(塗装品) (廊下側及び取合部分下地共新設)	2950	床スロープヤリ替え
	資料保管室	ビニル床タイル貼り〔石綿〕 (撤去)	下地補修の上、ビニル床シート貼り (新設)	木間仕切壁：ビニル巾木H=100 (撤去) RC壁：木製巾木H=100	木間仕切壁：ビニル巾木H=100 (新設) RC壁：既存木製巾木 (下地調整の上、SOP塗替)	RC壁：モルタル下地の上、EP塗 木間仕切壁：石こうボード厚12.5の上〔石綿〕 ビニルクロス張り (廊下側間仕切壁取合部分下地共撤去) 廊下側間仕切壁：シナベニヤ厚6 (下地共撤去)	RC壁：下地調整の上、EP塗 木間仕切壁：石こうボード厚12.5の上 ビニルクロス張り (廊下側間仕切壁取合部分下地共新設) 廊下側間仕切壁：石こうボード厚12.5+9.5 EP塗 (新設)	木下地の上、吸音テックス張り〔石綿〕 (下地共撤去) 梁型：プラスター塗り	LGS下地の上、ロックウール吸音板厚12張り (新設) 梁型：下地調整の上、EP塗	3000	
	ビデオ編集室	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	掃除具入撤去新設
	美術準備室	同上	同上	木製巾木H=100	既存木製巾木 (下地調整の上、SOP塗替)	モルタル下地の上、EP塗 廊下側間仕切壁：シナベニヤ厚6 (下地共撤去)	下地調整の上、EP塗 廊下側間仕切壁：石こうボード厚12.5+9.5 EP塗 (新設)	木下地の上、吸音テックス張り	LGS下地の上、ロックウール吸音板厚12張り	2850	流し(人造石研出し)撤去 SUS流し新設
	美術教室	ビニル床シート貼り〔石綿〕 (下地モルタル厚50共撤去)	床下地モルタル厚30の上(※1) ビニル床シート貼り (新設)	木製巾木H=100 (撤去)	木製巾木H=120程度 SOP塗 (新設)(※)	同上	同上	木下地の上、吸音テックス張り〔石綿〕 (下地共撤去) 梁型：プラスター塗り	LGS下地の上、ロックウール吸音板厚12張り (新設) 梁型：下地調整の上、EP塗	3000	引分黒板撤去 背面黒板撤去 画架棚撤去 流し(人造石研出し)撤去 掃除具入撤去新設 画板立て撤去新設 作品整理棚撤去新設 ホワイトボード新設 掲示板新設 SUS流し新設
	階段室	人造石研ぎ出し (建具改修箇所周囲撤去)	既存床仕上の上、ビニル床シート貼り (新設) 建具改修箇所周囲：モルタル塗り	ビニル床巾木H=100 (撤去)	ビニル床巾木H=100 (新設)	モルタル下地の上、EP塗	下地調整の上、EP塗	プラスター塗りの上、EP塗	下地調整の上、EP塗	—	手摺新設 踊り場手摺改修
	便所前廊下 女子洗面所	人造石研ぎ出し	既存床仕上の上、ビニル床シート貼り (新設)	同上	同上	モルタル下地の上、EP塗 LGS間仕切壁：ケイ酸カルシウム板厚8+6張り (LGS65下地共撤去)	下地調整の上、EP塗 壁一部：LGS65の上、ケイ酸カルシウム板厚8 化粧ケイ酸カルシウム板厚6張り (新設)	木下地の上、石こうボード厚9.5張り (下地共撤去) 梁型：プラスター塗り	LGS下地の上、ケイ酸カルシウム板厚6張り EP塗 (新設) 梁型：下地調整の上、EP塗	3000	洗面カウンター撤去新設 掃除具入撤去新設
2	普通教室 1	ビニル床シート貼り〔石綿〕 (下地モルタル厚50共撤去)	床下地モルタル厚30の上(※1) ビニル床シート貼り (新設)	木製巾木H=100 (撤去)	木製巾木H=120程度 SOP塗 (新設)(※)	モルタル下地の上、EP塗 廊下側間仕切壁：シナベニヤ厚6 (下地共撤去)	下地調整の上、EP塗 廊下側間仕切壁：石こうボード厚12.5+9.5 EP塗 (新設)	木下地の上、吸音テックス張り〔石綿〕 (下地共撤去) 梁型：プラスター塗り	LGS下地の上、ロックウール吸音板厚12張り (新設) 梁型：下地調整の上、EP塗	同上	本棚撤去 ビデオ台撤去 曲面黒板改修 背面黒板改修 教壇撤去新設 掃除具入撤去新設 掲示板：掲示カマ貼替
	普通教室 2	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	書道準備室	ビニル床タイル貼り〔石綿〕 (撤去)	下地補修の上、ビニル床シート貼り (新設)	木製巾木H=100	既存木製巾木 (下地調整の上、SOP塗替)	同上	同上	木下地の上、吸音テックス張り〔石綿〕 (下地共撤去)	LGS下地の上、ロックウール吸音板厚12張り (新設)	2850	床の間(下部収納、化粧柱 等)撤去 展示戸棚撤去新設 収納戸棚新設
	書道教室	ビニル床シート貼り〔石綿〕 (下地モルタル厚50共撤去)	床下地モルタル厚30の上(※1) ビニル床シート貼り (新設)	木製巾木H=100 (撤去)	木製巾木H=120程度 SOP塗 (新設)(※)	同上	同上	木下地の上、化粧合板張り (下地共撤去) 梁型：プラスター塗り	LGS下地の上、ロックウール吸音板厚12張り (新設) 梁型：下地調整の上、EP塗	3000	床の間(下部収納、化粧柱 等)撤去 掲示板撤去 作業台人研撤去 ビデオ台撤去 SUS流し撤去新設 掃除具入撤去新設 ロッカー撤去新設 収納戸棚新設 作業台新設 教室背面壁有孔ボード新設
	階段室	ビニル床シート貼り〔石綿〕 (撤去)	下地補修の上、ビニル床シート貼り (新設)	ビニル床巾木H=100 (撤去)	ビニル床巾木H=100 (新設)	モルタル下地の上、EP塗	下地調整の上、EP塗	プラスター塗りの上、EP塗	下地調整の上、EP塗	—	手摺新設 踊り場手摺改修
	便所前廊下 女子洗面所	同上	同上	同上	同上	モルタル下地の上、EP塗 LGS間仕切壁：ケイ酸カルシウム板厚8+6張り (LGS65下地共撤去)	下地調整の上、EP塗 壁一部：LGS65の上、ケイ酸カルシウム板厚8 化粧ケイ酸カルシウム板厚6張り (新設)	木下地の上、石こうボード厚9.5張り (下地共撤去) 梁型：プラスター塗り	LGS下地の上、ケイ酸カルシウム板厚6張り EP塗 (新設) 梁型：下地調整の上、EP塗	2850	洗面カウンター撤去新設 掃除具入撤去新設
	……										

特記事項
(※) 巾木Hは既存巾木跡の高さに合わせること
(※1) 廊下と床レベルを揃えること
〔石綿〕：アスベスト含有建材(みなし)

内部仕上表

階	室名	床		巾木		壁		天井		CH	備 考
		改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後		
南校舎 3	普通教室 3	ビニル床シート貼り〔石綿〕 (下地モルタル厚50共撤去)	床下地モルタル厚30の上(※1) ビニル床シート貼り (新設)	木製巾木H=100 (撤去)	木製巾木H=120程度 SOP塗 (新設)(※)	モルタル下地の上、EP塗 廊下側間仕切壁：シナベニヤ厚6 (下地共撤去)	下地調整の上、EP塗 廊下側間仕切壁：石こうボード厚12. 5+9. 5 EP塗 (新設)	木下地の上、吸音テックス張り〔石綿〕 (下地共撤去) 梁型：プラスター塗り	LGS下地の上、ロックウール吸音板厚12張り (新設) 梁型：下地調整の上、EP塗	3000	本棚撤去 ビデオ台撤去 曲面黒板改修 背面黒板改修 教壇撤去新設 掃除具入撤去新設 掲示板：掲示カマ貼替
	普通教室 4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	社会科準備室	ビニル床タイル貼り〔石綿〕 (撤去)	下地補修の上、ビニル床シート貼り (新設)	木製巾木H=100	既存木製巾木 (下地調整の上、SOP塗)	同上	同上	木下地の上、吸音テックス張り〔石綿〕 (下地共撤去)	LGS下地の上、ロックウール吸音板厚12張り (新設)	2850	手洗用吹かし壁撤去新設
	普通教室 5	ビニル床シート貼り〔石綿〕 (下地モルタル厚50共撤去)	床下地モルタル厚30の上(※1) ビニル床シート貼り (新設)	木製巾木H=100 (撤去)	木製巾木H=120程度 SOP塗 (新設)(※)	モルタル下地の上、EP塗 廊下側間仕切壁：シナベニヤ厚6 (下地共撤去) 東側壁：スチールパーテーション (撤去)	下地調整の上、EP塗 廊下側間仕切壁：石こうボード厚12. 5+9. 5 EP塗 (新設) 東側壁：LGS65の上、石こうボード厚12. 5+9. 5 EP塗 (新設)	木下地の上、吸音テックス張り〔石綿〕 (下地共撤去) 梁型：プラスター塗り	LGS下地の上、ロックウール吸音板厚12張り (新設) 梁型：下地調整の上、EP塗	3000	本棚撤去 ビデオ台撤去 曲面黒板改修 背面黒板改修 教壇撤去新設 掃除具入新設 掲示板新設 掲示板：掲示カマ貼替
	生徒会室	ビニル床シート貼り〔石綿〕 (撤去)	下地補修の上、ビニル床シート貼り (新設)	木製巾木H=100	既存木製巾木 (下地調整の上、SOP塗替) 西側壁：ビニル巾木H=100 (新設)	モルタル下地の上、EP塗 廊下側間仕切壁：シナベニヤ厚6 (下地共撤去) 西側壁：スチールパーテーション (撤去)	下地調整の上、EP塗 廊下側間仕切壁：石こうボード厚12. 5+9. 5 EP塗 (新設) 西側壁：LGS65の上、強化石こうボード厚21+21 石こうボード厚12. 5 EP塗 (新設)	木下地の上、吸音テックス張り〔石綿〕 (下地共撤去) 梁型：プラスター塗り	LGS下地の上、ロックウール吸音板厚12張り (新設) 梁型：下地調整の上、EP塗	3000	掃除具入撤去新設 収納戸棚撤去新設
	階段室	ビニル床シート貼り〔石綿〕 (撤去)	下地補修の上、ビニル床シート貼り (新設)	ビニル床巾木H=100 (撤去)	ビニル床巾木H=100 (新設)	モルタル下地の上、EP塗	下地調整の上、EP塗	プラスター塗りの上、EP塗	下地調整の上、EP塗	――	手摺新設 踊り場手摺改修
	便所前廊下 女子洗面所	同上	同上	同上	同上	モルタル下地の上、EP塗 LGS間仕切壁：ケイ酸カルシウム板厚8+6張り (LGS65下地共撤去)	下地調整の上、EP塗 壁一部：LGS65の上、ケイ酸カルシウム板厚8 化粧ケイ酸カルシウム板厚6張り (新設)	木下地の上、石こうボード厚9. 5張り (下地共撤去) 梁型：プラスター塗り	LGS下地の上、ケイ酸カルシウム板厚6張り EP塗 (新設) 梁型：下地調整の上、EP塗	2850	洗面カウンター撤去新設 掃除具入撤去新設
4	普通教室 6	ビニル床シート貼り〔石綿〕 (下地モルタル厚50共撤去)	床下地モルタル厚30の上(※1) ビニル床シート貼り (新設)	木製巾木H=100 (撤去)	木製巾木H=120程度 SOP塗 (新設)(※)	モルタル下地の上、EP塗 廊下側間仕切壁：シナベニヤ厚6 (下地共撤去)	下地調整の上、EP塗 廊下側間仕切壁：石こうボード厚12. 5+9. 5 EP塗 (新設)	木下地の上、吸音テックス張り〔石綿〕 (下地共撤去) 梁型：プラスター塗り	LGS下地の上、ロックウール吸音板厚12張り (新設) 梁型：下地調整の上、EP塗	3000	本棚撤去 ビデオ台撤去 曲面黒板改修 背面黒板改修 教壇撤去新設 掃除具入撤去新設 掲示板：掲示カマ貼替
	普通教室 7	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	数学準備室	ビニル床タイル貼り〔石綿〕 (撤去)	下地補修の上、ビニル床シート貼り (新設)	木製巾木H=100	既存木製巾木 (下地調整の上、SOP塗)	同上	同上	木下地の上、吸音テックス張り〔石綿〕 (下地共撤去)	LGS下地の上、ロックウール吸音板厚12張り (新設)	2850	手洗用吹かし壁撤去新設
	電算機室	同上	同上	木製巾木H=100	既存木製巾木 (下地調整の上、SOP塗) 東側壁：ビニル巾木H=100 (新設)	モルタル下地の上、EP塗 廊下側間仕切壁：シナベニヤ厚6 (下地共撤去) 東側壁：木下地の上、シナベニヤ厚6 (廊下側間仕切壁取合部分下地共撤去)	下地調整の上、EP塗 廊下側間仕切壁：石こうボード厚12. 5+9. 5 EP塗 (新設) 東側壁：LGS65の上、強化石こうボード厚21+21 石こうボード厚12. 5 EP塗 (新設)	同上	同上	同上	
	普通教室 8	ビニル床シート貼り〔石綿〕 (下地モルタル厚50共撤去)	床下地モルタル厚30の上(※1) ビニル床シート貼り (新設)	木製巾木H=100 (撤去) 西側壁：木製巾木H=100 (廊下側間仕切壁取合部分 下地共撤去)	木製巾木H=120程度 SOP塗 (新設)(※)	モルタル下地の上、EP塗 廊下側間仕切壁：シナベニヤ厚6 (下地共撤去) 西側壁：木下地の上、シナベニヤ厚6 (廊下側間仕切壁取合部分下地共撤去)	下地調整の上、EP塗 廊下側間仕切壁：石こうボード厚12. 5+9. 5 EP塗 (新設) 西側壁：木下地の上、ラワン合板厚5. 5 SOP塗	木下地の上、吸音テックス張り〔石綿〕 (下地共撤去) 梁型：プラスター塗り	LGS下地の上、ロックウール吸音板厚12張り (新設) 梁型：下地調整の上、EP塗	3000	本棚撤去 ビデオ台撤去 上下式黒板撤去 曲面黒板改修 教壇撤去新設 掃除具入撤去新設 掲示板撤去新設 掲示板：掲示カマ貼替
	階段室	ビニル床シート貼り〔石綿〕 (撤去)	下地補修の上、ビニル床シート貼り (新設)	ビニル床巾木H=100 (撤去)	ビニル床巾木H=100 (新設)	モルタル下地の上、EP塗	下地調整の上、EP塗	プラスター塗りの上、EP塗	下地調整の上、EP塗	――	手摺新設 踊り場手摺改修 スチール手摺新設
	便所前廊下 女子洗面所	同上	同上	同上	同上	モルタル下地の上、EP塗 LGS間仕切壁：ケイ酸カルシウム板厚8+6張り (LGS65下地共撤去)	下地調整の上、EP塗 壁一部：LGS65の上、ケイ酸カルシウム板厚8 化粧ケイ酸カルシウム板厚6張り (新設)	木下地の上、石こうボード厚9. 5張り (下地共撤去) 梁型：プラスター塗り	LGS下地の上、ケイ酸カルシウム板厚6張り EP塗 (新設) 梁型：下地調整の上、EP塗	2850	洗面カウンター撤去新設 掃除具入撤去新設
PH	階段室	ビニル床シート貼り〔石綿〕 (撤去)	下地補修の上、ビニル床シート貼り (新設)	ビニル床巾木H=100 (撤去)	ビニル床巾木H=100 (新設)	モルタル下地の上、EP塗	下地調整の上、EP塗	プラスター塗りの上、EP塗	下地調整の上、EP塗	――	
⋮											

特記事項
(※)巾木Hは既存巾木跡の高さに合わせること
(※1)廊下と床レベルを揃えること
〔石綿〕：アスベスト含有建材(みなし)

	徳島県県土整備部営繕課		工事名	図面番号	株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265号 川端壮一郎
			R 5 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 南校舎棟改修工事建築	A-010		
			図面名 仕上表 (2)	縮尺		

内部仕上表

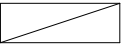
階	室名	床		巾木		壁		天井		CH	備 考
		改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後		
南棟 各階 共通	廊下	ビニル床シート貼り〔石綿〕 (撤去) スロープ部分:防滑性ビニル床シート貼 (撤去)	下地補修の上、ビニル床シート貼り (新設) スロープ部分:下地調整の上 防滑性ビニル床シート貼り (新設)	ビニル床巾木H=100 (撤去)	ビニル床巾木H=100 (新設)	モルタル下地の上、EP塗 教室側間仕切壁：シナベニヤ厚6 (撤去)	下地調整の上、EP塗 教室側間仕切壁：LGS100の上、強化石こうボード 厚21+21、石こうボード厚12.5 EP塗	木下地の上、石こうボード厚9.5張り〔石綿〕 (下地共撤去)	LGS下地の上、ケイ酸カルシウム板厚6張り EP塗 (新設)	2850	既存(移設)屋内消火栓外箱 ：下地調整の上、SOP塗 消火器ボックス新設
	便所	磁器質タイル貼り	乾式二重床 捨張り合板 T1 厚12 ビニル床シート厚2.0貼り (新設)	—	ビニル床シート立上げH=150 (新設) 小便器前：ビニル幅木H=100 (新設)	100角タイル貼り (撤去) 間仕切壁：コンクリートブロック壁厚150の上 100角タイル貼り (撤去) PS壁：LGS65の上、ケイ酸カルシウム板厚8+6 100角タイル貼りH=1200 (撤去)	軽量鉄骨ふかし壁下地 ケイ酸カルシウム板厚8+6 不燃メラミン化粧板厚3 (新設) 間仕切壁：LGS65の上、ケイ酸カルシウム板厚8+6 不燃メラミン化粧板厚3 (新設)	LGS下地の上、化粧石こうボード厚9.5 (下地共撤去)	LGS下地の上、化粧石こうボード厚9.5 (新設)	2600	洗面カウンター新設
渡り廊下 1	生徒昇降口	人造石研ぎ出し (撤去) スロープ部分:防滑性ビニル床シート貼 (撤去) 廊下部分：ビニル床シート貼り〔石綿〕 (撤去)	磁器質タイル100×100下地共撤去(新設) スロープ部分:下地調整の上 防滑性ビニル床シート貼り (新設) 廊下部分：下地補修の上 ビニル床シート貼り (新設)	人造石研ぎ出し 廊下部分：ビニル巾木H=100 (撤去)	既存のまま 廊下部分：ビニル巾木H=100 (新設)	モルタル下地の上、EP塗	下地調整の上、EP塗	LGS下地の上、吸音テックス〔石綿〕 (仕上ボードのみ撤去)	ケイ酸カルシウム板厚6張り EP塗 (新設)	2850 ・ 3000	
2・3	廊下	ビニル床シート貼り〔石綿〕 (撤去)	下地補修の上、ビニル床シート貼り (新設)	ビニル床巾木H=100 (撤去)	ビニル床巾木H=100 (新設)	同上	同上	同上	同上	2850	SUS流し撤去新設 既存(移設)屋内消火栓外箱 ：下地調整の上、SOP塗

特記事項

〔石綿〕：アスベスト含有建材(みなし)

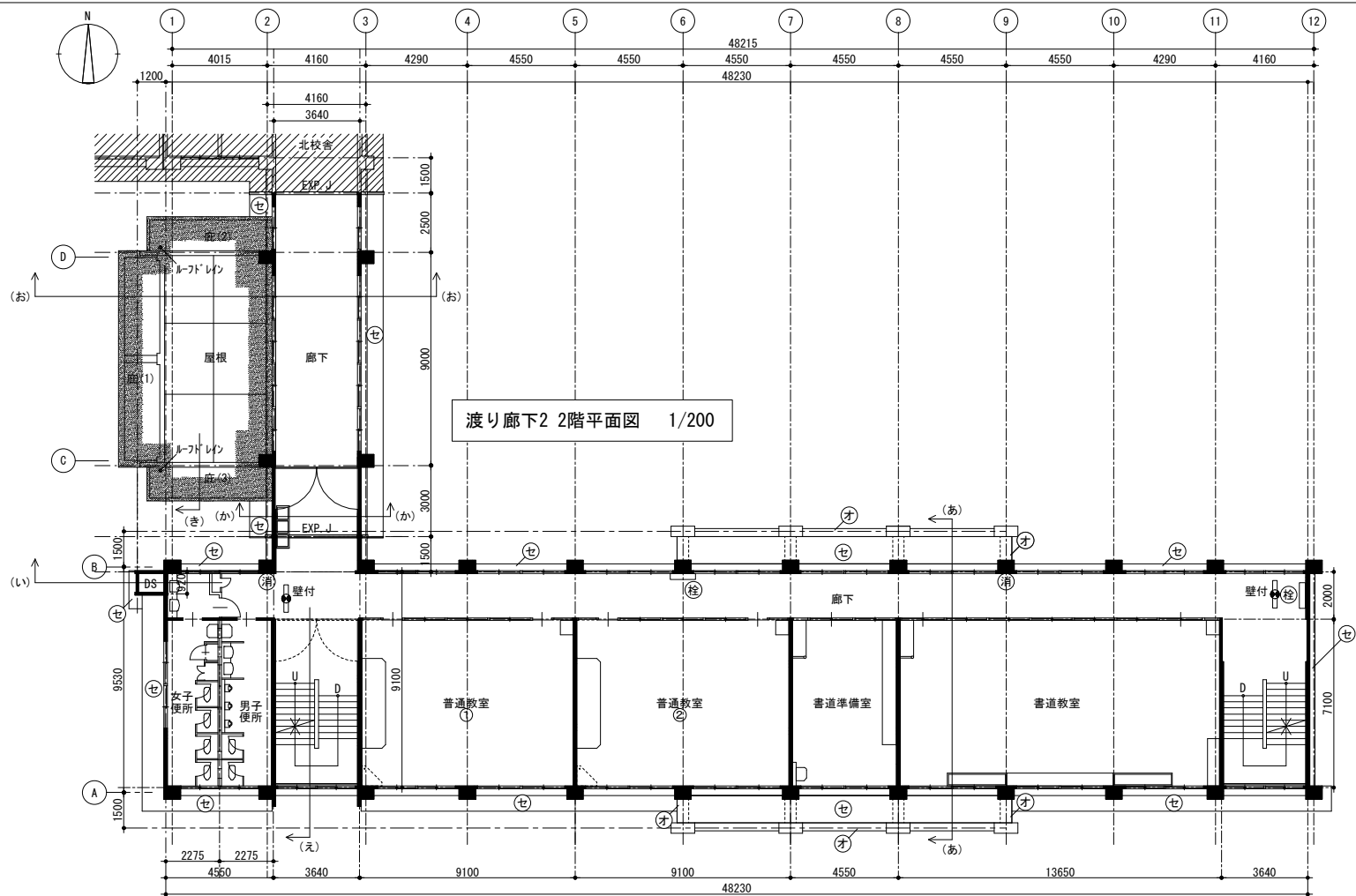
外部仕上表(南校舎)

	改修前	改修後		改修前	改修後
屋根	平場 加硫ゴム系シート防水厚1.2(既存のまま) 立上り 加硫ゴム系シート防水厚1.2(撤去)	平場 水洗いの上、S-F2新設 立上り 下地処理の上、S-F2新設	屋根	シート防水(撤去)	下地調整、塗膜防水X-2の上、防滑性ビニル床シート貼り
屋根(塔屋)	加硫ゴム系シート防水厚1.2(撤去) 高架水槽用鉄骨架台(撤去)	下地処理の上、S-F2新設	屋根(生徒昇降口)	シート防水(撤去)	下地調整、塗膜防水X-1
外壁	モルタル刷毛引きの上、外装薄塗材E(7リットル吹付) 西面：小口平タイル貼 PCフレーム：コンクリート打放しの上、外装薄塗材E(7リットル吹付)	水洗いの上、防水形複層仕上塗材E 西面：既存のまま PCフレーム：水洗いの上、外装薄塗材E	外壁	モルタル刷毛引きの上、外装薄塗材E(7リットル吹付)	水洗いの上、防水形複層仕上塗材E
巾木	モルタル刷毛引き	水洗い	巾木	モルタル刷毛引き	水洗い
軒天(梁裏)	モルタル刷毛引きの上、外装薄塗材E(7リットル吹付)	水洗いの上、外装薄塗材E	軒天(梁裏)	モルタル刷毛引きの上、外装薄塗材E(7リットル吹付)	水洗いの上、外装薄塗材E
縦樋	VP 90φ、(保護管 GP 100φ L=1800) (撤去)	カラーVP 75φ (新設)	縦樋	VP 100φ、(保護管 GP 125φ L=1800) (撤去)	カラーVP 100φ (新設)

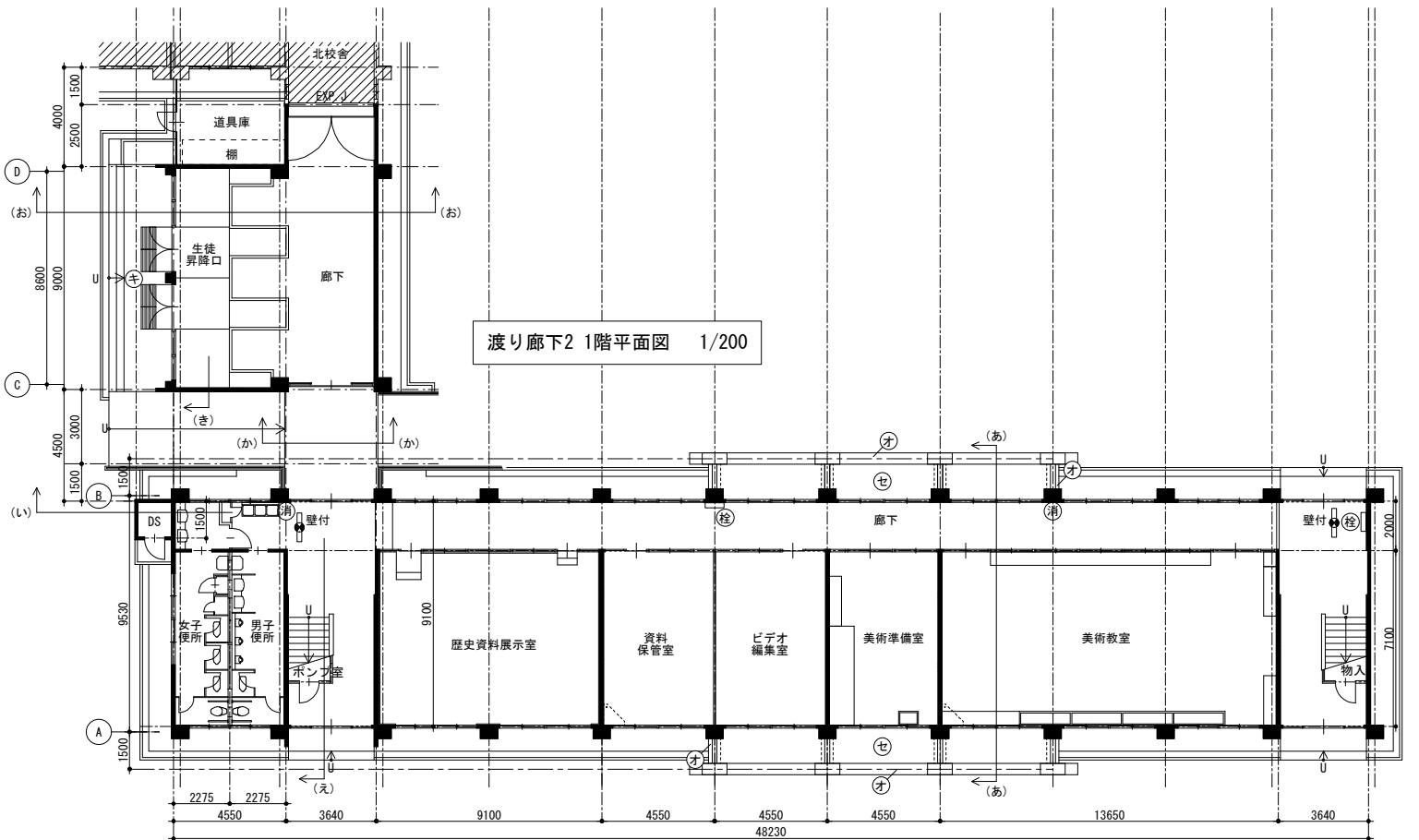


別工事

改修前



南校舎 2階平面図 1/200



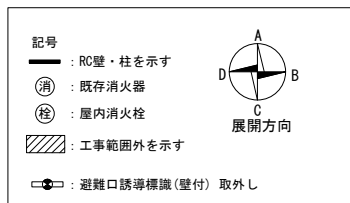
南校舎 1階平面図 1/200

防水改修内容 (渡り廊下2 屋根)

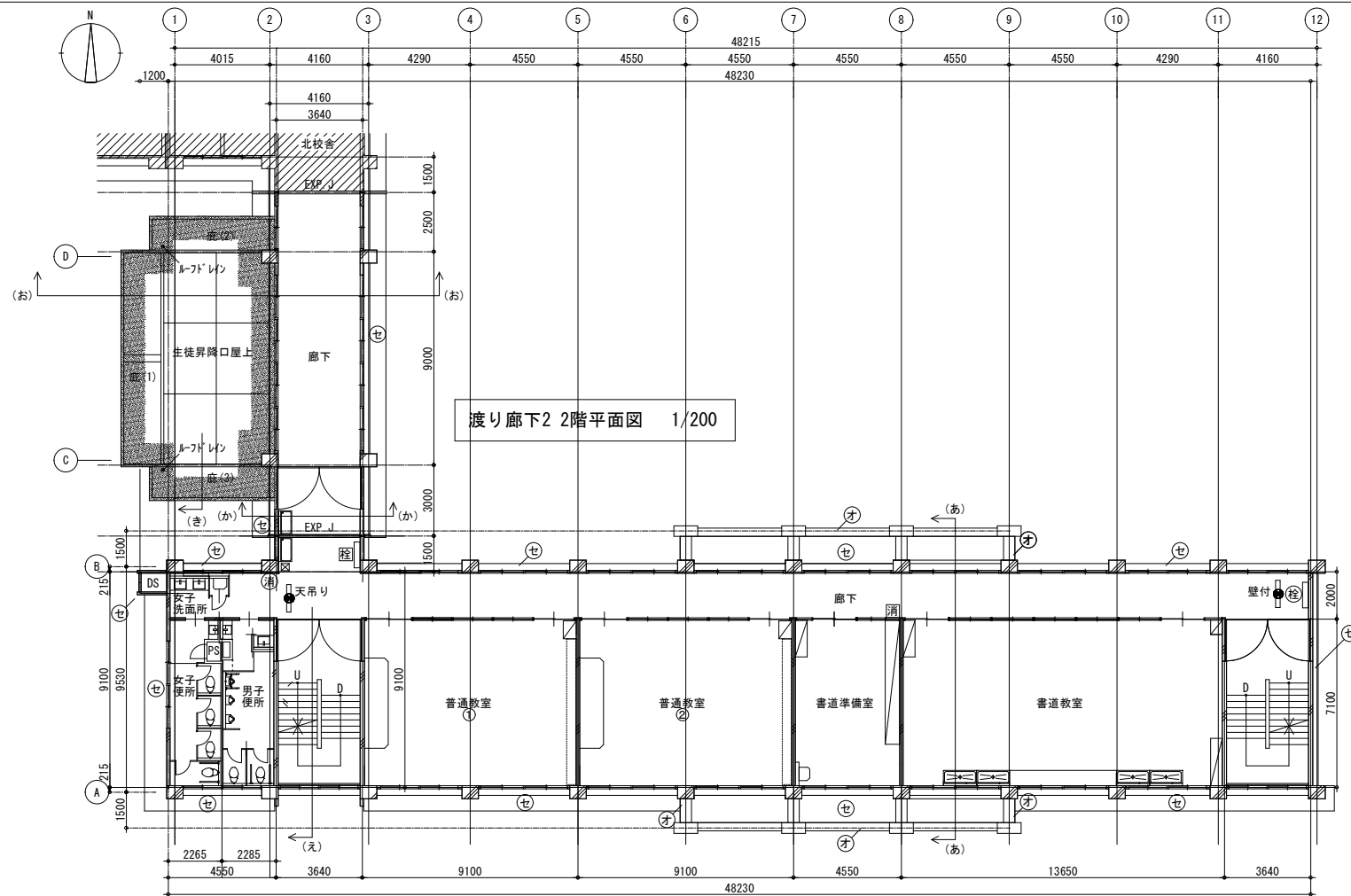
箇所	既存面		改修概要	
屋根	シート防水厚1.2	撤去	下地処理の上、塗膜防水X-1	改修
庇(1)	塗膜防水		下地調整のうえ塗膜防水X-2	改修
庇(2)(3)	シート防水	撤去	下地調整のうえ塗膜防水X-2	改修
ルーフドレン	既存ルーフドレインφ100(2箇所)	残置	改修用ルーフドレインφ100 ドレンキャップ共(2箇所)	改修
特記				
記号				
— : RC壁・柱を示す				
■ : 防水改修対象範囲				

外壁改修工事内容

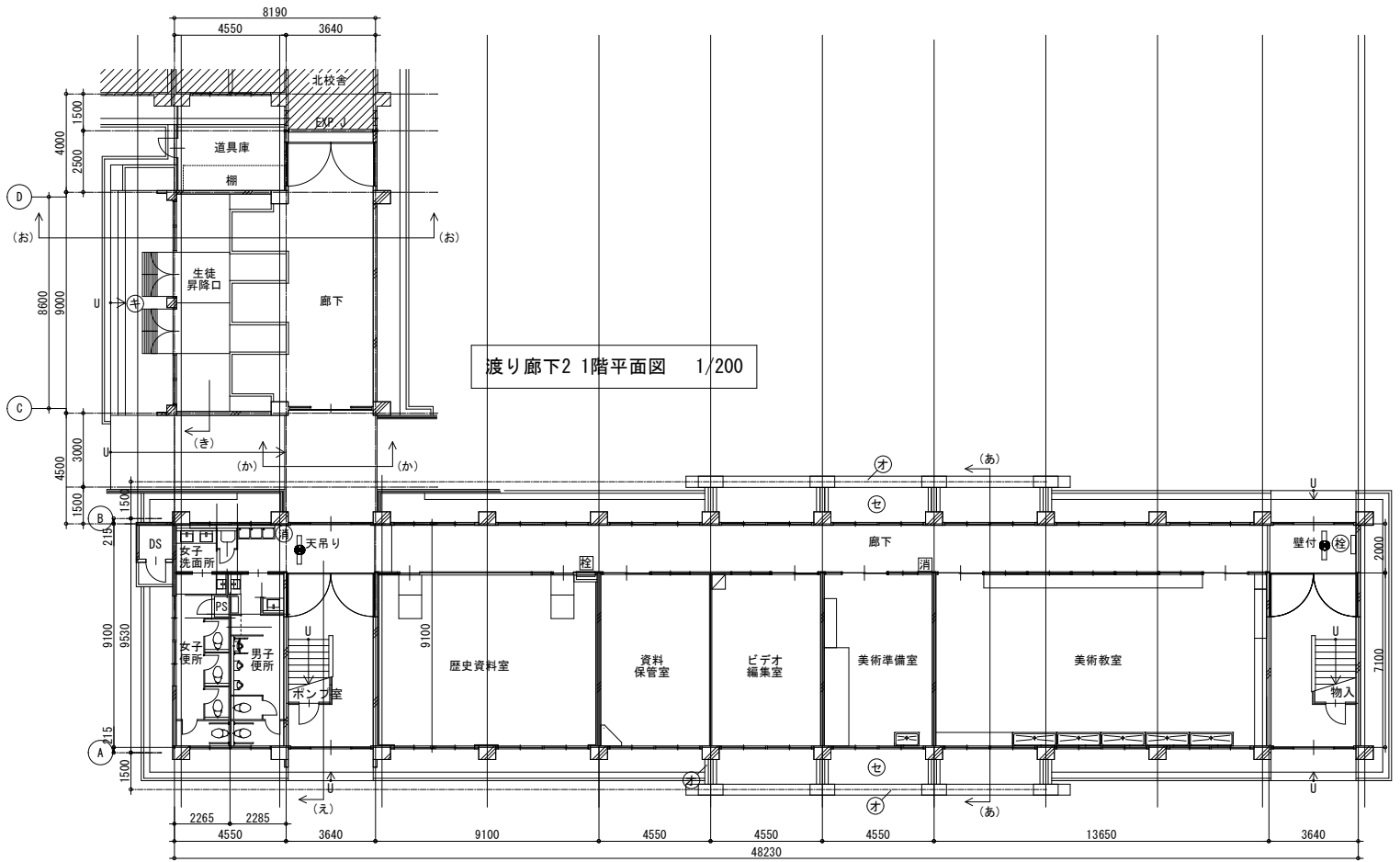
箇所	既存面		改修概要	
①	コンクリート打放しの上、外装薄塗材E		水洗いの上、防水形複層仕上塗材E	改修
②	床 磁器質100角タイル貼り	撤去	床 磁器質100角タイル貼り	改修
③	梁型・庇(上面) 防水モルタルこて押え		下地処理の上、塗膜防水X-2	改修
特記				
記号				
— : RC壁・柱を示す				



改修後



南校舎 2階平面図 1/200



南校舎 1階平面図 1/200

防水改修内容 (渡り廊下2 屋根)

箇所	既存面		改修概要	
屋根	シート防水厚1.2	撤去	下地処理の上、塗膜防水X-1	改修
(立上り)	シート防水厚1.2	撤去	下地処理の上、塗膜防水X-2	改修
庇(1)	塗膜防水		下地調整のうえ塗膜防水X-1	改修
庇(2)(3)	シート防水	撤去	下地調整のうえ塗膜防水X-1	改修
ルーフドレ	既存ルーフドレインφ100(2箇所)	残置	改修用ルーフドレインφ100 ドレンキャップ共(2箇所)	改修

特記

記号
— : RC壁・柱を示す
□ : 防水改修対象範囲

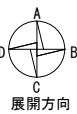
外壁改修工事内容

箇所	既存面		改修概要	
①	コンクリート打放しの上、外装薄塗材E		水洗いの上、防水形複層仕上塗材E	改修
②	床 磁器質100角タイル貼り	撤去	床 磁器質100角タイル貼り	改修
③	梁型・庇(上面) 防水モルタルこて押え		下地処理の上、塗膜防水X-2	改修

特記

記号
— : RC壁・柱を示す

記号
— : RC壁・柱を示す
Ⓜ : 消火器ボックス(半埋込型) 新設
Ⓜ : 消火器(壁吊り) 既存のまま
Ⓜ : 屋内消火栓 移設(別工事)
Ⓜ : 屋内消火栓 既存のまま
Ⓜ : 工事範囲外を示す
Ⓜ : 避難口誘導標識(壁付) 再取付
Ⓜ : 避難口誘導標識(天吊り) 新設
仕様 360×120程度 吊下げ用 7M仕様



徳島県土木整備部営繕課

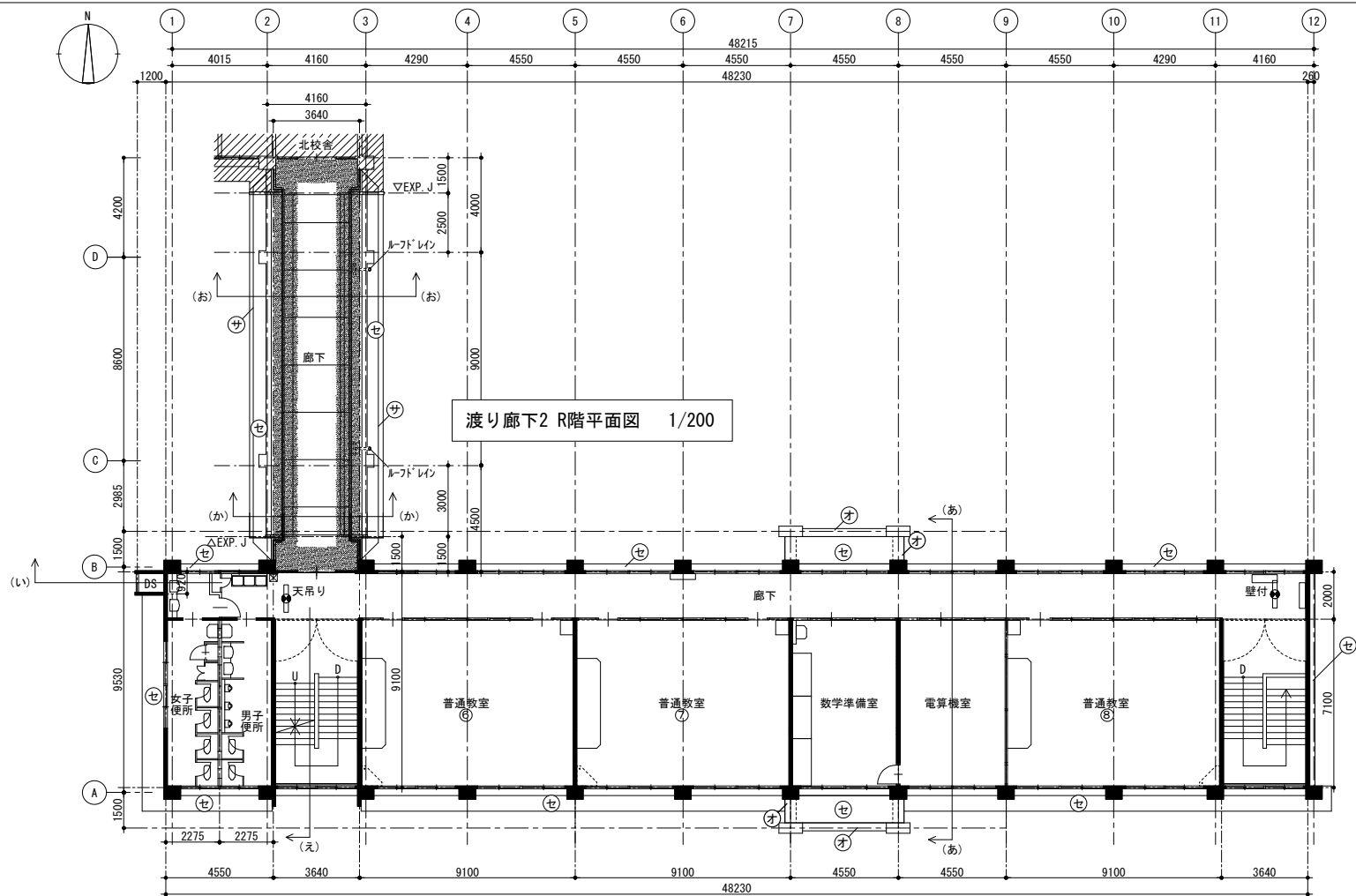
工事名
R 5 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 南校舎棟改修工事建築
図面名
平面図(1,2階) 改修後

図面番号
A-013
縮尺
1/200

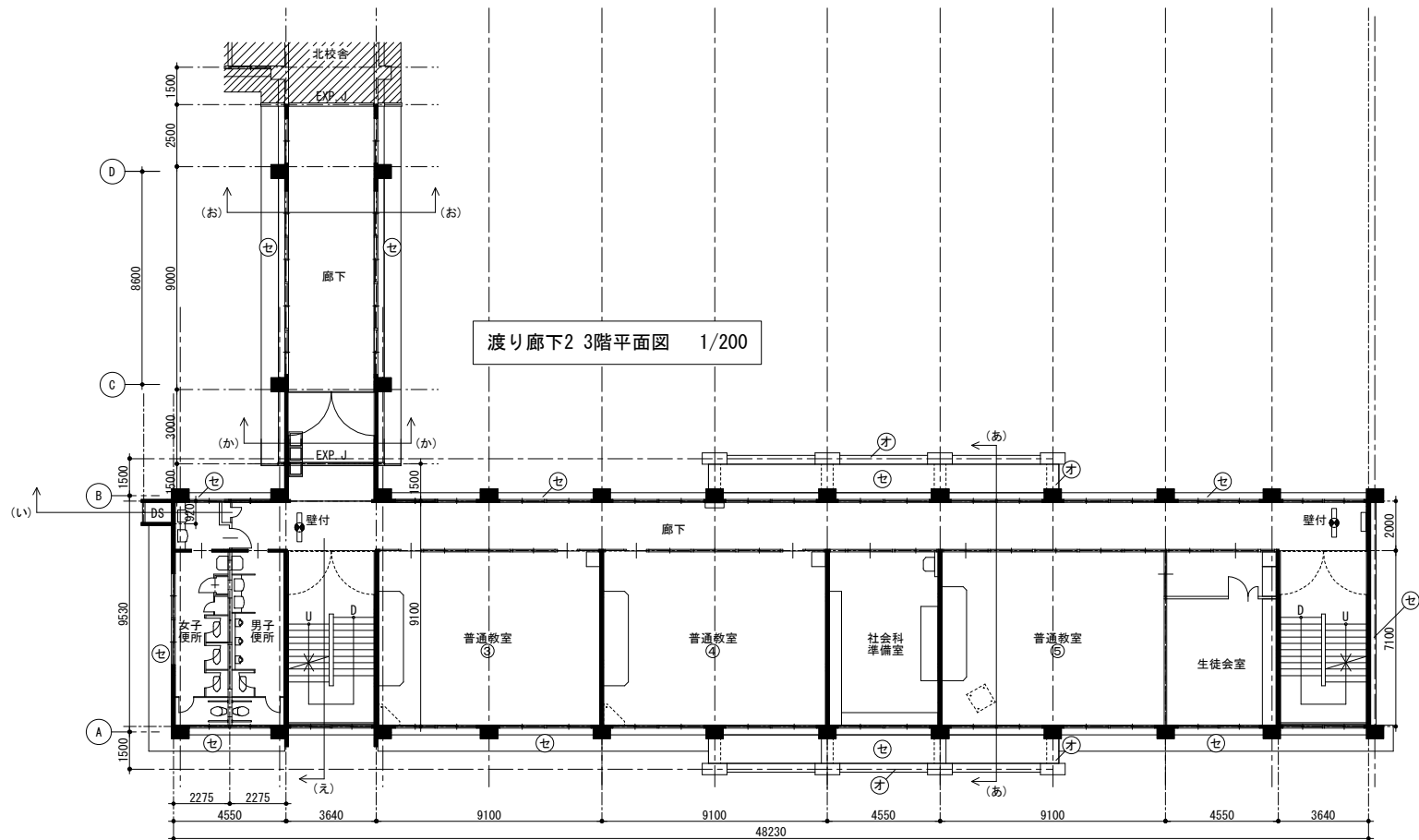
株式会社 川建設計

1級建築士登録
第126265号
川端壮一郎

改修前



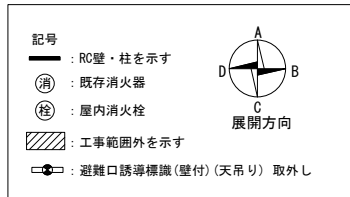
南校舎 4階平面図 1/200

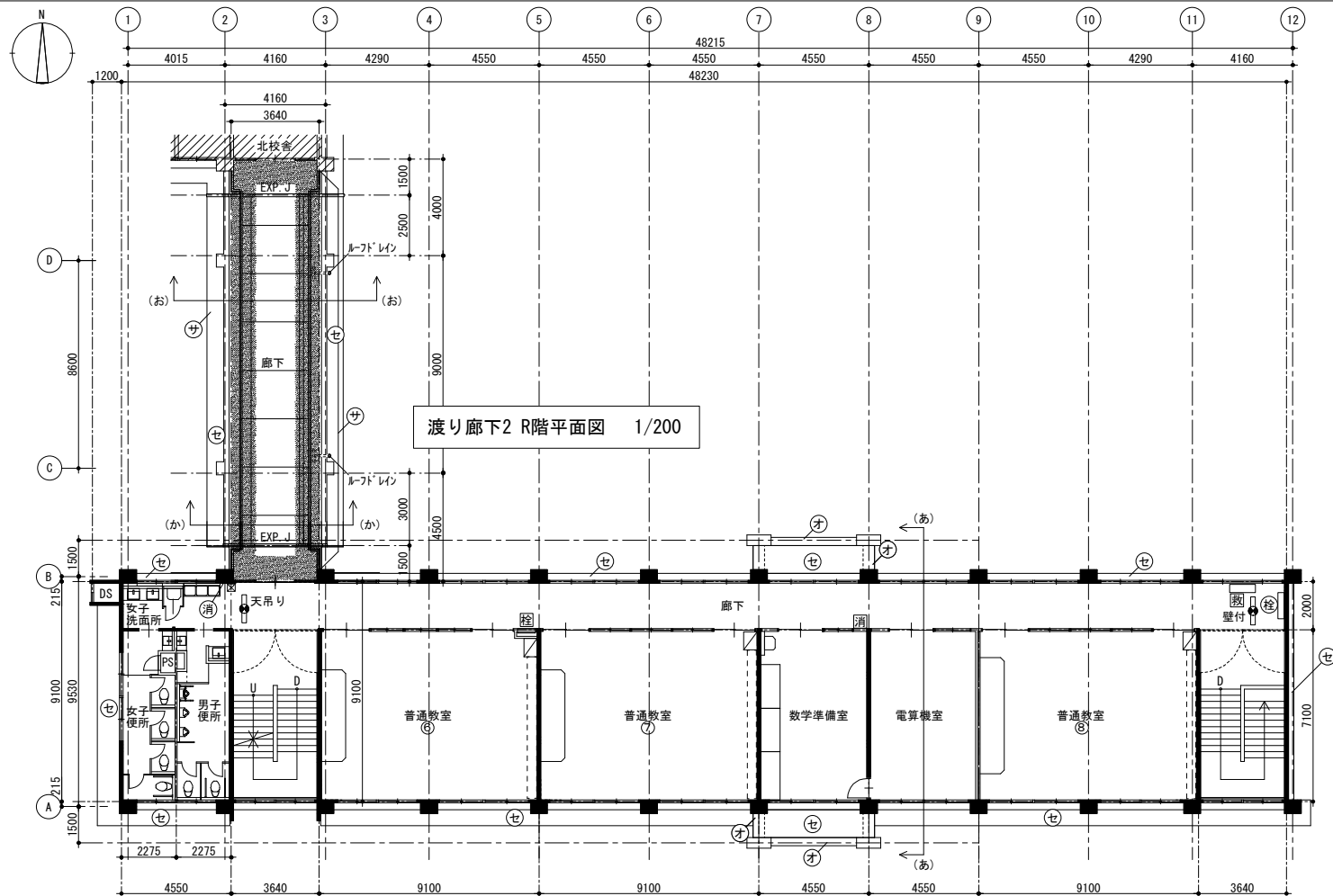


南校舎 3階平面図 1/200

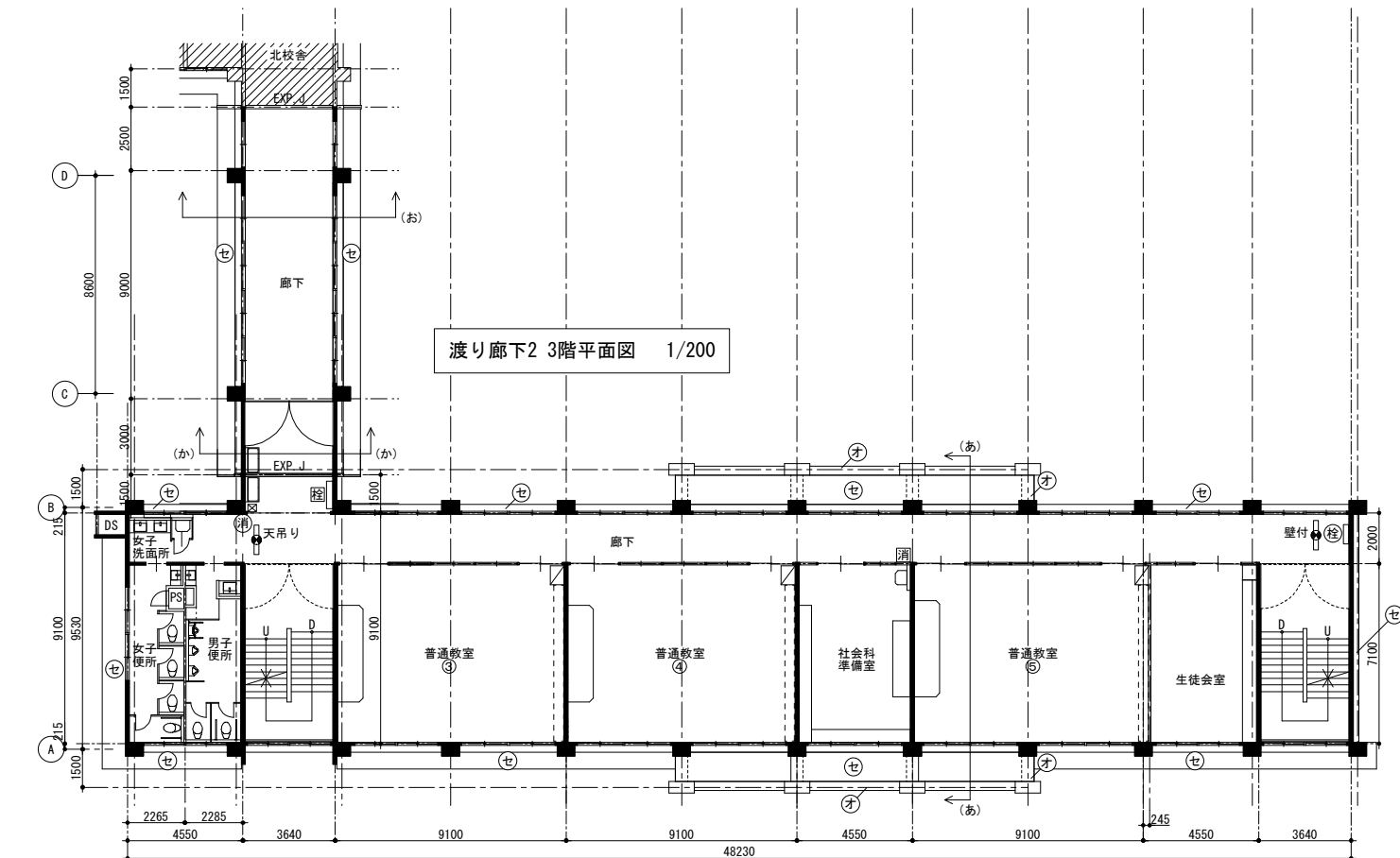
防水改修内容（渡り廊下2 廊下）				
箇所	既存面		改修概要	
平場	シート防水	撤去	下地処理の上、塗膜防水X-2、防滑性ビニル床シート貼り	改修
立上り	シート防水厚1.2	撤去	下地処理の上、塗膜防水X-2	改修
笠木	防水モルタルこて押え		下地処理の上、塗膜防水X-2	改修
ルーフドレ	既存ルーフドレインφ100(2箇所)	残置	改修用ルーフドレインφ100 ドレンキャップ共(2箇所)	改修
特記				
記号				
— : RC壁・柱を示す				
[斜線] : 防水改修対象範囲				

外壁他改修工事内容				
箇所	既存面		改修概要	
①	コンクリート打放しの上、外装薄塗材E		水洗いの上、防水形複層仕上塗材E	改修
②	スチール手摺: □-40×120 手摺支柱: □-26×26×2.3@2000 手摺子: □-19×19@150		DP塗替	塗装改修
③	梁型・庇(上面) 防水モルタルこて押え		下地処理の上、塗膜防水X-2	改修
特記				
記号				
— : RC壁・柱を示す				





南校舎 4階平面図 1/200



南校舎 3階平面図 1/200

改修後

防水改修内容 (渡り廊下2 廊下)

箇所	既存面	改修概要
平場	シート防水	撤去 下地処理の上、塗膜防水X-2、防滑性ビニル床シート貼り 改修
立上り	シート防水	撤去 下地処理の上、塗膜防水X-2 改修
笠木	防水モルタルこて押え	下地処理の上、塗膜防水X-2 改修
ルーフレイン	既存ルーフドレインφ100(2箇所)	残置 改修用ルーフドレインφ100 ドレンキャップ共(2箇所) 改修

特記

記号

— : RC壁・柱を示す

■ : 防水改修対象範囲

外壁他改修工事内容

箇所	既存面	改修概要
①	コンクリート打放しの上、外装薄塗材E	水洗いの上、防水形複層仕上塗材E 改修
②	スチール手摺: □-40×120 手摺支柱: □-26×26×2.3@2000 手摺子: □-19×19@150	DP塗替 塗装改修
③	梁型・底(上面) 防水モルタルこて押え	下地処理の上、塗膜防水X-2 改修

特記

記号

— : RC壁・柱を示す

記号

— : RC壁・柱を示す

⬡ : 消火器ボックス(半埋込型) 新設

⊙ : 消火器(壁吊り) 既存のまま

⬢ : 屋内消火栓 新設(別工事)

⊕ : 屋内消火栓 既存のまま

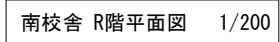
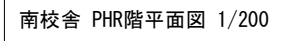
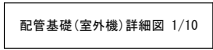
⬢ : 工事範囲外を示す

⬢ : 避難口誘導標識(壁付) 再取付

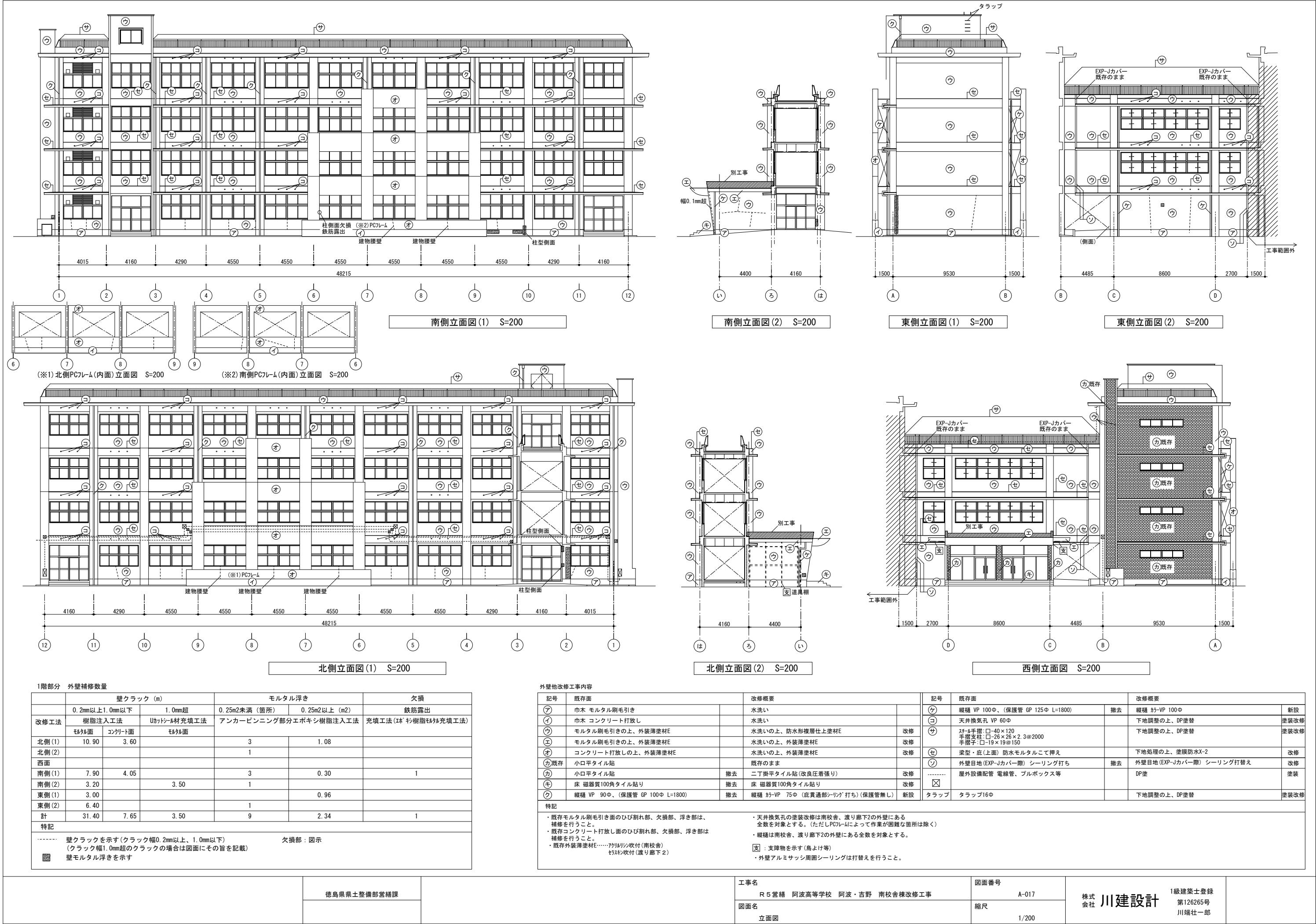
⬢ : 避難口誘導標識(天吊り) 新設

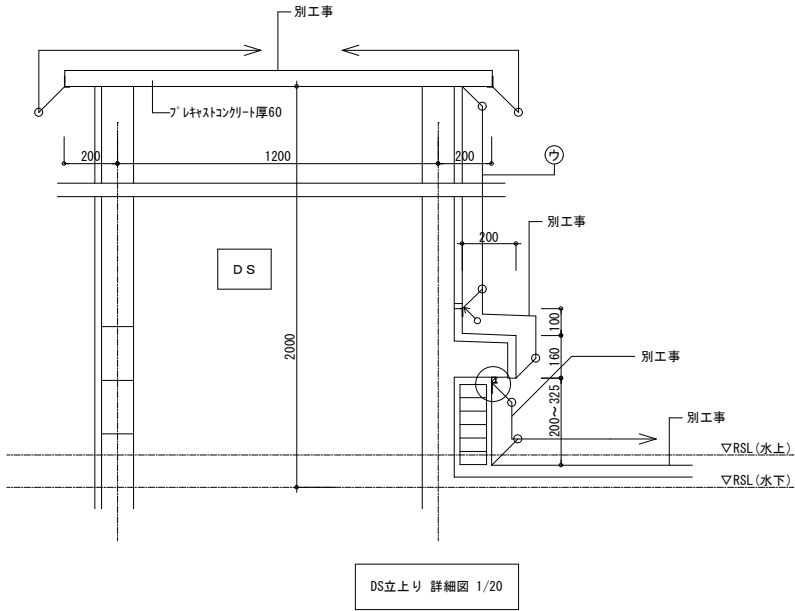
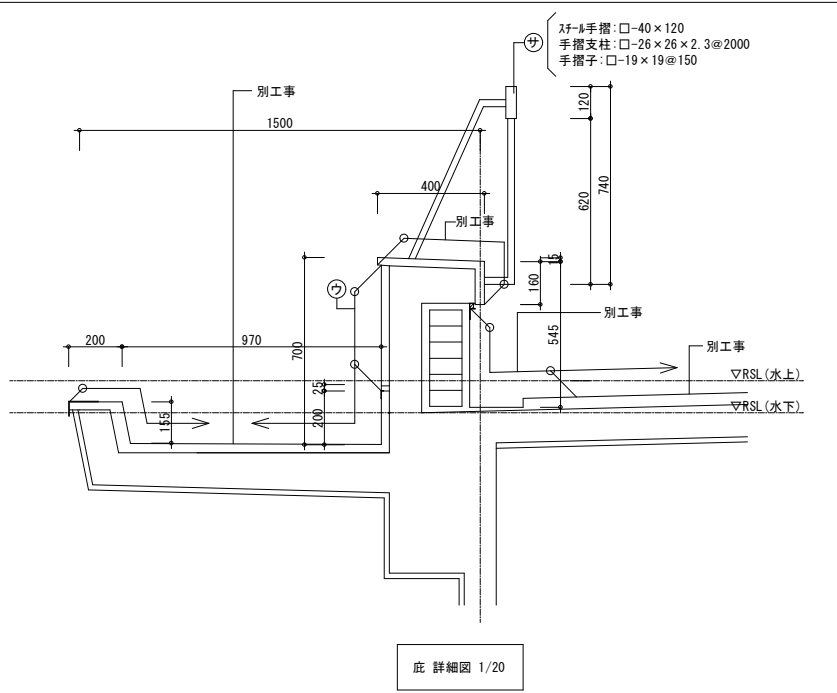
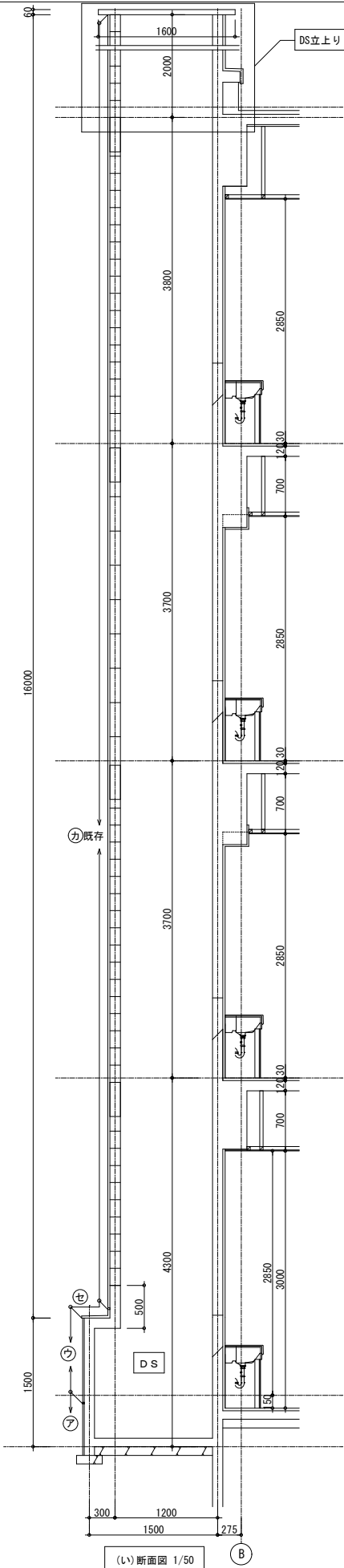
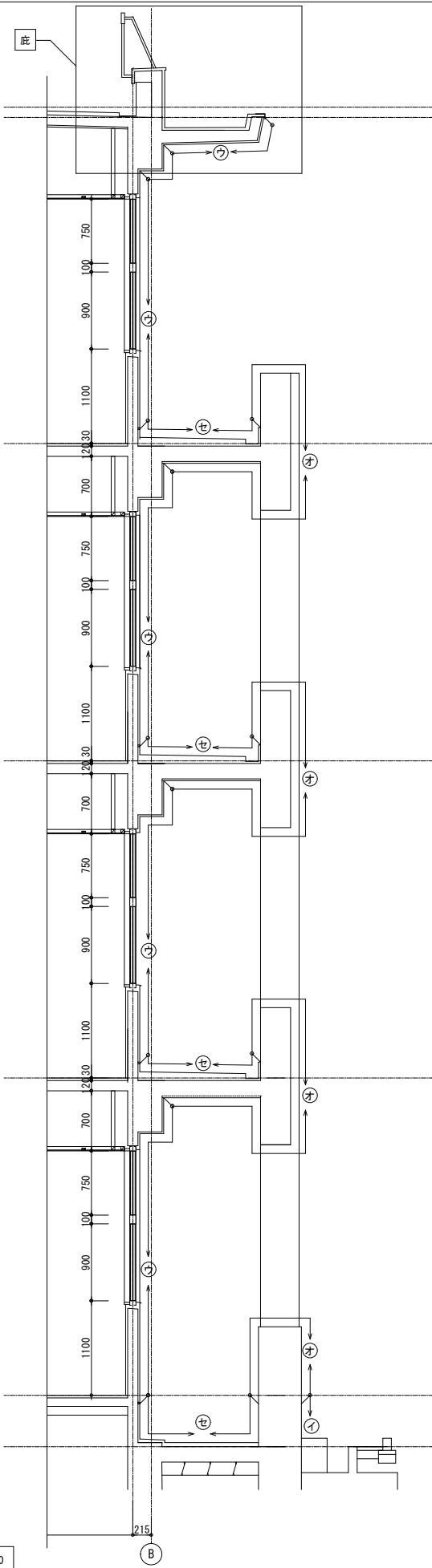
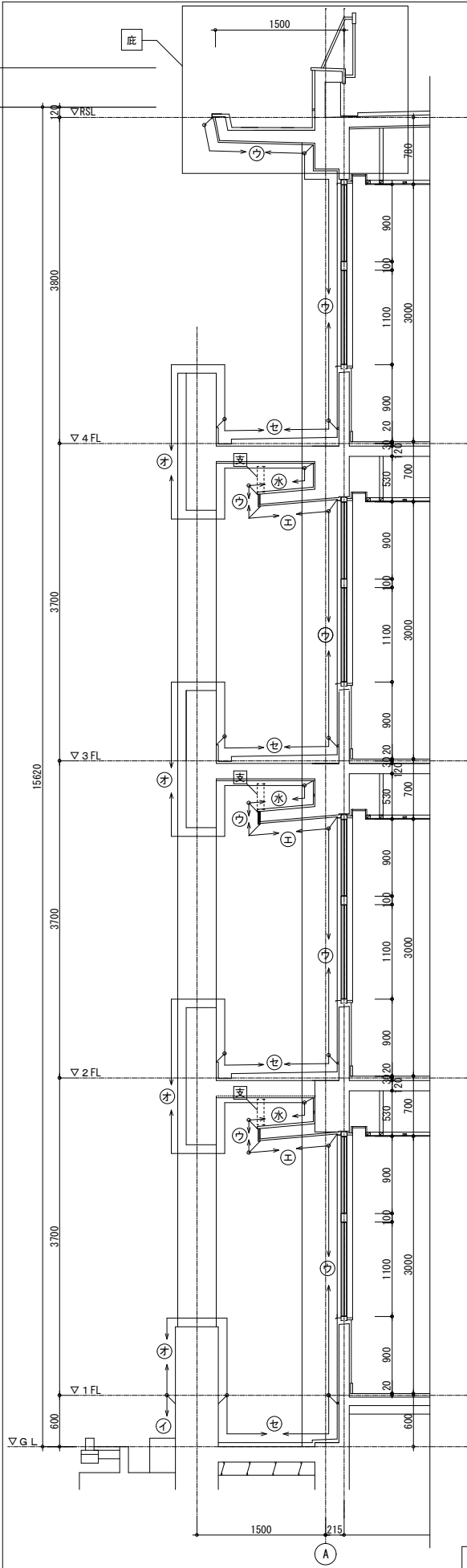
仕様 360×120程度 吊下げ用 7à枠





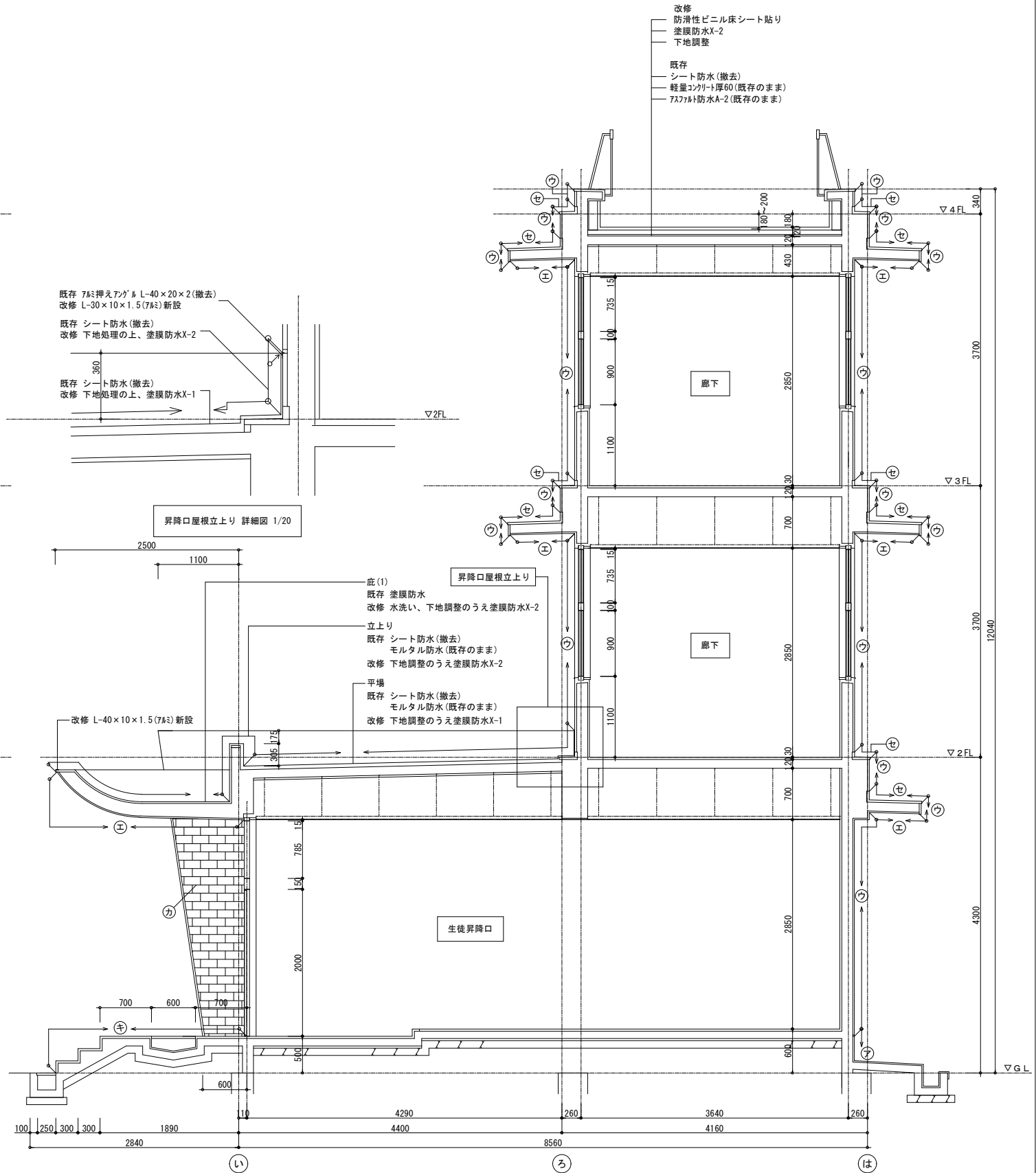
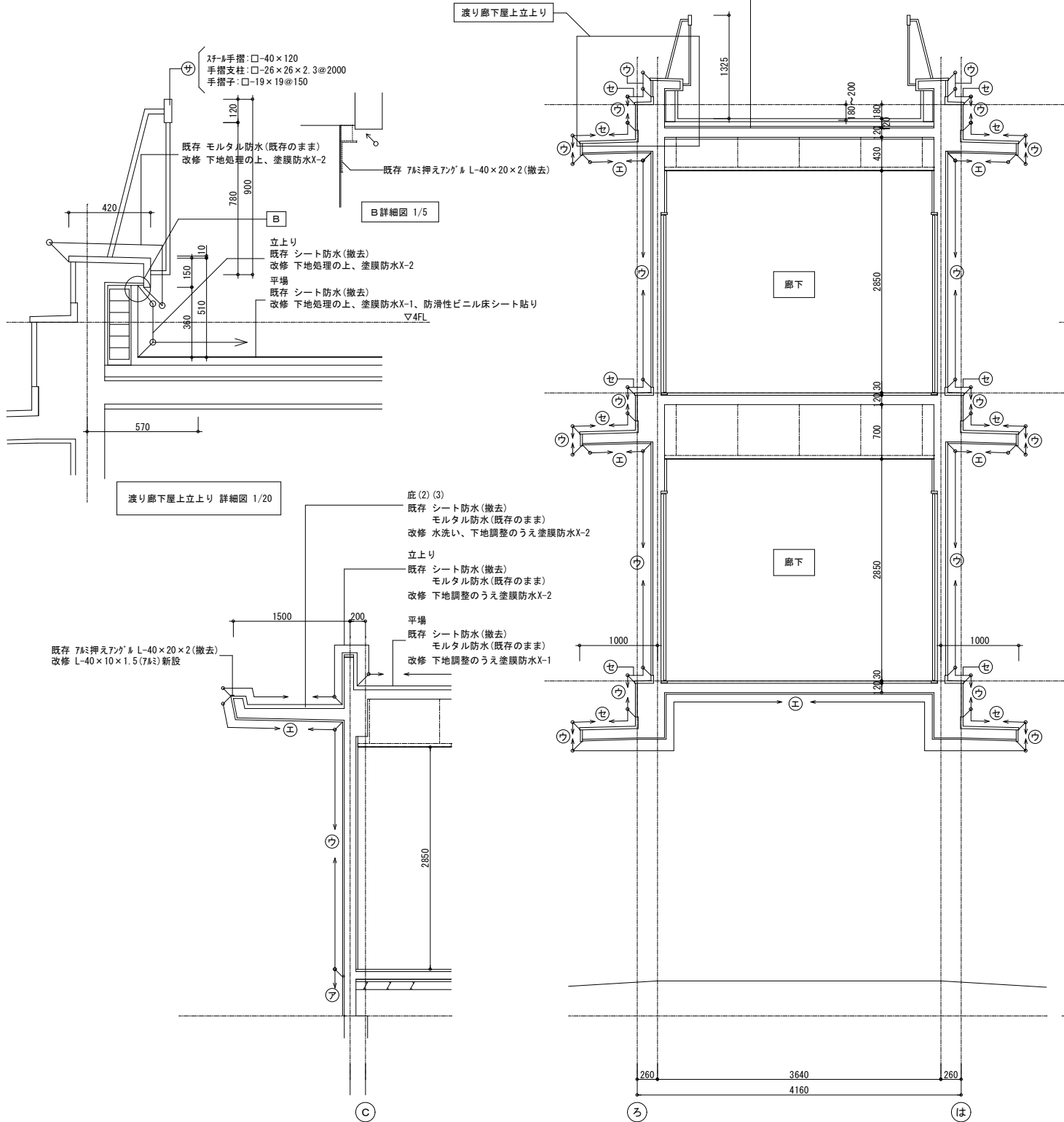
外壁他改修工事内容			
箇所	既存面	改修概要	
㊦	ｽﾅｰﾙ手摺 □-40×120 手摺支柱 □-26×26×2.3@2000 手摺子 □-19×19@150	DP塗替	塗装改修
㊦	梁型・庇(上面) 防水モルタルこて押え	下地処理の上、塗膜防水X-2	改修
タラップ	タラップ16φ	DP塗替	塗装改修
高架水槽 架台	鉄骨架台 寸法 別図参照	DP塗替	塗装改修
配管基礎 (高架水槽 室外機)	台座ｺﾝｸﾘｰﾄ、配管支持金物(18箇所)	配管支持金物 DP塗替	塗装改修
特記			
記号 〓 : RC壁・柱を示す			





外壁他改修工事内容			
記号	既存面	改修概要	
㊦	巾木 モルタル刷毛引き	水洗い	
㊧	巾木 コンクリート打放し	水洗い	
㊨	モルタル刷毛引きの上、外装薄塗材E	水洗いの上、防水形複層仕上塗材E	改修
㊩	モルタル刷毛引きの上、外装薄塗材E(珪藻土吹付)	水洗いの上、外装薄塗材E	改修
㊪	コンクリート打放しの上、外装薄塗材E	水洗いの上、外装薄塗材E	改修
㊫(既存)	小口平タイル貼	既存のまま	
㊬	スチール手摺	DP塗替	塗装改修
㊭	防水モルタルこて押え	下地処理の上、塗膜防水X-2	
特記			
㊮：水洗いのみを行う。			
㊯：支障物を示す(鳥よけ等)			
・既存外装薄塗材E……珪藻土吹付(南校舎)			
珪藻土吹付(渡り廊下2)			

外壁改修内容				
記号	既存面		改修概要	
㉞	巾木 モルタル刷毛引き		水洗い	
㉟	モルタル刷毛引きの上、外装薄塗材E		水洗いの上、防水形複層仕上塗材E	改修
㊀	モルタル刷毛引きの上、外装薄塗材E(㊀ｽﾏｯｼｭ吹付)		水洗いの上、外装薄塗材E	改修
㊁	小口平タイル貼	撤去	小口平タイル貼(改良圧着張り)	改修
㊂	床 磁器質100角タイル貼り	撤去	床 磁器質100角タイル貼り	改修
㊃	スチール手摺		DP塗替	塗装改修
㊄	防水モルタルこて押え		下地処理の上、塗膜防水X-2	
特記				
・ 既存外装薄塗材E……7㉿㉿㉿吹付(南校舎) ㊀ｽﾏｯｼｭ吹付(渡り廊下2)				



徳島県県土整備部営繕課	工事名	図面番号	株式会社 川建設計 1級建築士登録 第126265号 川端壮一郎
	R5 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 南校舎棟改修工事 図面名 矩計図(3)	A-020 縮尺 1/50	